

教育委員会会議録

令和6年（2024年）9月定例教育委員会会議

開 会 日	令和6年（2024年）9月26日（木）	
開 会 時 間	午後2時00分 ～ 6時25分	
開 会 場 所	SPRING熊本花畑町 7階 D会議室 ※一部オンライン開催 オンラインでの出席者については各執務室	
出 席 者	委員会	遠藤洋路 教育長 小屋松徹彦 委員 西山忠男 委員 苫野一徳 委員 澤栄美 委員 村田慎 委員
	事務局	須佐美徹 教育次長 中村順浩 総括審議員兼教育総務部長 福田衣都子 学校教育部長 他
提 出 議 案	議第55号 熊本市立野外教育施設運営協議会の委員の委嘱について 議第56号 臨時代理の報告について	
協 議	(1) 藤園中学校・城東小学校 魅力ある学校づくり基本計画（素案）について (2) 江南中学校・向山小学校・向山幼稚園 魅力ある学校づくり基本計画（素案）について (3) 令和6年度学校評価アンケートについて	
報 告	(1) 天明校区施設一体型義務教育学校の基本設計について (2) 金峰山少年自然の家新施設整備運営事業について (3) 熊本市立学校教員採用選考試験（追加募集）の実施について	
自 由 討 議	こどもの平日の休みに関する新しい制度について	
署 名	澤 栄 美	
	遠 藤 洋 路	
会議録作成者	教育政策課 甲斐 まゆみ	

令和6年(2024年)9月 教育委員会会議録【9月26日(木)】

〔開会の宣告〕 遠藤洋路 教育長 〔会議の成立〕 遠藤洋路 教育長	令和6年9月定例教育委員会会議を開会いたします。 本日は、私のほか4人の委員が出席しておりますので、この会議は成立しております。 会議録署名人は、澤委員と私とします。 本日の会議の内容につきましては、会議日程のとおりですが、招集通知後に追加で協議をお願いしたい案件が発生したため、案件を追加しております。当該案件は、議第56号 臨時代理の報告についてです。
日程第1 前回会議録承認 遠藤洋路 教育長	8月22日開催の令和6年8月定例教育委員会会議録を各委員のお手元に配布しております。この会議録を承認すること、ご異議はありませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認め、前回会議録を承認することに決定します。
日程第2 事務局報告の件 ・(1) 事業・行事等報告について 西山忠男 委員 松岡美幸 指導課長 西山忠男 委員	《資料机上配付》 台風の影響で始業式がずれ込んだと思いますけど、その分の授業の手当等はどうされるのでしょうか。 今回の延期になった分の授業の時数ということでございますか。 はい。

松岡美幸 指導課長	別日にまた授業日を設定するということは考えておりませんで、授業の内容、ちゃんと履修すべきことが終わればそれで問題ないというふうに考えております。
西山忠男 委員	分かりました。
遠藤洋路 教育長	ほかになれば本件は以上といたします。
日程第3 議事	
・議第55号 熊本市立野外教育施設運営協議会の委員の委嘱について	
《原口琢哉 地域教育推進課長 説明》	
〔採決〕 【原案どおり承認された】	
・議第56号 臨時代理の報告について	
《福田衣都子 学校教育部長 説明》	
西山忠男 委員	これが最近報道されている案件だと思いますけど、解釈の問題でもあったような説明も見erんですけど、実際のところ、どうだったんでしょうか。要するに個別の教科ごとの問題だから、積算すれば4,000万超えるけど、個別には少額なので、議会にかけer必要はないという理解だったのかなと思っているんですが、それはそうではなくて、議会にかけerなきやいけなくなったというのはどういう考え方なんでしょうか。
福田衣都子 学校教育部長	今回のことに関しましては、契約が4,000万円以上の場合には議会にかけerとなっておりますが、これまで教科ごとや学年ごとに目的が違eという整理の中、慣例的に議決を経ずer購入していたというところでございますが、改めて見直しを行っeたということでございます。
西山忠男 委員	ほかの自治体の対応が全国的にも今問題になっていますので、熊本市の対応としてもこれまでの整理じゃなくて、やはり

遠藤洋路 教育長	議会に諮るべきだというふうに改めて整理し直したということですね。分かりました。 ほかにはないですか。よろしいでしょうか。 では、ほかになれば採決を行います。 議第56号 臨時代理の報告について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。 (異議なしの声) ご異議なしと認めます。 議第56号については原案のとおり決定いたします。
〔採決〕 【原案どおり承認された】	
日程第4 協議	
・協議(1) 藤園中学校・城東小学校 魅力ある学校づくり基本計画(素案)について	
《朽木篤 教育改革推進課長 説明》	
西山忠男 委員	これは2ページですかね、事業スケジュールのグラフがありますけど、従来手法の場合とPPP/PFI手法の場合の比較がなされていますけど、それぞれのメリット、デメリットをもう一度教えていただけないでしょうか。
朽木篤 教育改革推進課長	基本計画の素案の30ページ、通し番号ですと39ページの1番下の工期に書かれているように従来方式、PFI方式、デザインビルド方式とともに比較検討しているところです。 従来方式になりますと工程の短縮が限定的になる可能性があり、PFIになるとノウハウを生かして工期の短縮ができる可能性があります、今の予定では同じようなスケジュール感となっております。
西山忠男 委員	工期はそうだと思いますけど、コストの面で、PFIの方が、

朽木篤 教育改革推進課長	コストが削減できるんじゃないかという気もしますが、その点はいかがですか。
澤栄美 委員	その辺も含めまして、今、導入可能性調査も同時に行っておりますので、その結果を見て判断したいと思っております。 単純な質問みたいな感じになるんですけど、施設規模についての面積と割合を教えてくださいいいですか、1ページの。これから、計画をしていくのに、どうやってこれは出されているのかなというのは。どんなふうにして出すんですかね。というのは、自分も関係があるので、カウンセラー室を共用化というのもあって、どういった具合の内容でこういうことが決められて、面積がこんなふうになるというふうに計算して出されるのかなというのを知らなかったので、教えてください。
朽木篤 教育改革推進課長	それぞれの諸室を、現在の小学校と中学校にある諸室を比較しまして、共用化できるところは共用化します。ただ、それぞれ残すべきものは残すという形で整理を行っております。 カウンセラー室につきましては、今、現行では1教室しかないものを小学校、中学校で1部屋ずつ、増えるような形で今計画を立てております。
澤栄美 委員	共用化と書いてあったので、今2つあるものを1つにするという意味かなというふうに思ったので、ちょっとそこに反応してしまったんですけど、大体このくらいの部屋数になるよねというところでこの面積を出していらっしゃるということですね。
朽木篤 教育改革推進課長	そのとおりでございます。
澤栄美 委員	分かりました。ありがとうございます。
遠藤洋路 教育長	私から1点質問ですけど、これ、今素案というふうになっていきますけど、素案といいながら結構な何十ページかページ数があるんですけど、これ実際の計画という段階になると、どのぐらいの分量になるのか、ちょっと教えていただけますか。
朽木篤 教育改革推進課	今、基本計画の素案としておりますけど、天明をベースに考

長	えると、ほぼこれが基本計画の形になるかと考えております。
遠藤洋路 教育長	なるほど。じゃ、素案といいながら、最終案もそんなに変わらないものになるという。これから修正する部分は修正するんでしょうけど、分量が大きく変わったりということは予定していないということですね。
朽木篤 教育改革推進課長	先ほど申しましたアンケート等で、民間事業所に事業費がこれで適切なのかとお聞きしますので、その点は変わる可能性があります。ただ、基本計画とプラスして導入可能性調査というのはまた別冊で入ってくるということになります。基本計画そのものはこれとはあまり分量は変わらないと考えております。
西山忠男 委員	もう一度、PFI方式についてお尋ねいたしますが、現在進んでいる事業で、PFIでやっているのがありますね。たしか金峰山もそうでしたっけ。それで、実際にPFI方式を採用してみてどうなのか。そのあたりはどうなのでしょう。従来手法と比べてメリットを感じておられるのかどうかという点で。
原口琢哉 地域教育推進課長	私のほうで、比較というのがなかなか難しいところはありませんが、民間企業とやりながら、ノウハウが非常にたけていらっしゃるということや、資金面のいろんな手続と、またいろんな専門チームが集まって合同運営会社で協議をしておりますので、そういった面に関しましてはPFI事業というのは活用によって効果的だなというふうに感じております。
西山忠男 委員	私も大学の改修工事のときにPFI方式をやってもらった経験で、非常にサービスがいいんですね。改修後10年間はずっと維持管理をその会社が担当して、それで非常に快適に過ごすことができ、それから、やはり当初予算が従来方式だと一遍に投入する必要がありますけど、PFIだと少しずつ払うことができるとか、いろいろメリットがありますので、十分精査されて、いい方法を選んでいただければと思います。
澤栄美 委員	1ページ目に、A案、B案、C案というのがあって、私が見た意見を一つ申し上げると、あおば支援学校との交流ということ、それと武道場や大体育館の距離とかを考えたときに、私は、

	やはりA案が支援学校との交流をするのにも近いし、武道場とかにも行きやすいし、これがいいような気がするなと思って見たところです。
朽木篤 教育改革推進課長	先日の教育委員会会議の中でも同様のご意見が出ました。地域にご説明しても、A案がいいという意見が多かったため、今、A案のところを黒囲みしているところでございます。
遠藤洋路 教育長	その分、金額が高くなるということですね。 理想的なものほど高いということなのかもしれません。これはあれですか。どうやって決めるんですか、A、B、Cのどれにしようというのは。
朽木篤 教育改革推進課長	今のところ、A案でアンケート調査を行いたいと考えております。前回の教育委員会会議の中でも、A案がいいということでご意見いただきましたし、地元からもA案のほうがよくというご意見をいただいておりますので、今のところA案のほうで進めておるところです。
遠藤洋路 教育長	これは3月に議決する計画で、もしA案でいくならもうこのA案だけが載るという、そういうことなんですか。
朽木篤 教育改革推進課長	基本計画の中では3案をお示しする形になると思います。ただ、事業費の積算とかについてはA案をベースに考えていきたいと思っております。
遠藤洋路 教育長	そうすると、いつ絞るんですか。どこかの時点では決めるわけですね、当たり前ですけど。
朽木篤 教育改革推進課長	基本計画を出す段階ではもうA案のほうで決定して、まずは事業者の中で、この後、契約がありますので、その中でも提案方式になると思いますが、形としてはA案をベースに提案していただくという形になると思います。
遠藤洋路 教育長	基本計画というのはこの3月に決定する計画で、A案と決めるんだけどBとCも書いておくという、そういうことなんですか、さっきの話だと。

朽木篤 教育改革推進課長	B案とC案も掲載はいたします。検討段階の資料として、B案とC案も掲載しております。
遠藤洋路 教育長	A、B、C検討した結果、Aにしますというのが計画で決まるのか、それとも、さっきの話だと業者の案、出てきたものを選んだときに、初めてAに決まるのか、その辺がよく分からなかったんですけど。
朽木篤 教育改革推進課長	計画の段階で、どの案かというのはお示しをします。今の段階だとA案ということになるとは思いますけど、3月末の時点で、A案が一番今のところいいということで、A案を計画の段階で入れたいと思っています。
遠藤洋路 教育長	いや、つまりどれが一番いいかという優劣というよりも、最終的にA案に決めるのはいつなんですかねという、そういうことです。 いや、だって、できるまで決まらないわけじゃないですよ。もちろんできたときには決まっている。どの段階なのかという。一つに決まったかなと思って。
内村智 学校施設課長	最終的な決定は、実際の事業手法によって変わってくるのかなというふうに思っております。先ほどご提案したPFI方式ですと、ある程度の柔軟性を持たせた業者からの提案、仮に余剰地が出るような形であればそれを含めた提案という形で、こういったスタイルでというのもあるでしょうし、また直営という形、従来方式のやり方というふうに決まれば、それは当然、もうこちらのほうでこういうふうなサイズで造りますというので設計に入っていくという形になるかと思います。 ですから、事業手法のほうがある程度固まった段階で、どういった形でやるかというのは最終的に決まっていくのではないかなというふうに思っているところでございます。
遠藤洋路 教育長	分かりました。 私が質問した趣旨は、A、B、C、それぞれの案によって予算の規模も結構違うわけですよ。だから、幾らぐらいになるのかというのは、いつ頃それがはっきりするのかなということなんですよ。なので、これがもう今年度中に、3月に大体の予算規模が決まるのか、それとも業者に出してもらってからで

	あればその先になるんでしょうから。ただ、あまり後まで75億なのか66億なのか分からないという、それもどうなのかなというふうに思ったんですけど、どの段階で予算がはっきりするのかという。
朽木篤 教育改革推進課長	この後に説明があります天明の例ですと、基本計画の段階で、66.5億円ということをお示ししております。その中でデザインビルド方式等を取って、業者から提案があり、最終的には契約額は60億600万という形で契約を結んでいるという同様の流れになると思います。基本計画の段階でA案として、この74.8億と出すかどうかは今から市場調査をしてみないと分かりませんが、一回はお示しするという形になると思います。
西山忠男 委員	私も決めるプロセスがよく分からないんですけど、市議会にはかけないんですか。
朽木篤 教育改革推進課長	2ページのほうにもございますけど、12月議会に素案の報告をさせていただきまして、3月にも案の報告をさせていただく予定です。
西山忠男 委員	市議会にこの案を示したら、当然もう安いのでいったらどうかという意見が出てくると思うんですけど。ですから、我々の意見が通るのか、それとも市議会で覆る可能性があるのかというのは、その辺はどうなんですか。
朽木篤 教育改革推進課長	そこはA案、B案、C案、丁寧にご説明をして、A案がいいということでご報告させていただきたいと思っております。
西山忠男 委員	報告はいいんですけど、市議会にはそれを覆す権利があると思うんですよね。だから、予算が厳しい折、しかも市庁舎も建て替えなきゃいけないという状況の中で、少しでもやっぱり安いほうがいいんじゃないかという意見は当然出てくると思うんですよね。そのときはもう市議会の決定に従うということで、仕方ないんですよね。
朽木篤 教育改革推進課長	またご意見を承りまして、検討してまいりたいと思います。
遠藤洋路 教育長	基本計画を決めるのは教育委員会ですよね。ただ、予算を決

	めるのは議会ですね。予算は何年度の予算になるのか分からないですけど、もうちょっと後になるわけですね、実際の予算は。なので、基本計画としてはこういう形で74.8億なら74.8億という基本計画をつくって、それを決めるのは誰ですかといったら教育委員会が決めて、議会にはこの案を報告をするという、そういう形に今年度はなっていて、ただ実際に、いや、それじゃ高いでしょということであれば、予算を出したときに、いやもっと安くできるよねということはあるのかもしれませんが。 ただし、議会も必ずしも安いなら安いやつにしろということではないと思うんですね。どれが一番いいかという、値段と当然、教育施設としての、学校施設としての機能とか、それを考えてどれがいいかという判断だと思うので、必ずしも安い、一番安いのにしろということにはならないように思います。 天明のときも幾つか案はあったと思いますが、議会で安くしろという、そういう話はなかったように記憶していますけどね。もちろんそれは市の行政をチェックする役割は議会になりますから、それは高過ぎるだろうということであれば、高いという指摘はあるかもしれませんが。今までの感じで言えば、とにかく一番安いのでやれという、そういうことではないように思います。
小屋松徹彦 委員	まず、このA案、B案、C案の中で、我々としてはやっぱりA案が一番配置的にはいいなという結論を出したわけですね。それに基づいて、A案ならA案にした場合の費用はどうなっているかと見ると、結果的に違うのは仮設校舎の費用であって、そのほかの費用はもう一緒ですね。なので、ここでもって結局A案で決まれば自動的に、もう高かろうが安かろうが、仮設は必要なので、もう74.8億に行かざるを得ないということになるんだろうと思うんですね。 もう一点は、先ほどの手法の違いでこの金額がまた変わってくるということがあり得るのかどうか、そこだけちょっと教えてください。
朽木篤 教育改革推進課長	手法が違えば金額が変わるケースはあると思います。それを導入可能性調査のときにお示ししたいと考えております。
遠藤洋路 教育長	先ほど説明がありましたけど、PFIだったら幾つかのどこ

	ろから提案があって、うちならこういうやり方でこれだけ安くできますよみたいな提案がある可能性もあるということですかね。分かりました。 では、ほかにご発言がないようでしたら本件は以上といたします。
・協議(2) 江南中学校・向山小学校・向山幼稚園 魅力ある学校づくり基本計画(素案)について 《朽木篤 教育改革推進課長 説明》	
澤栄美 委員	すみません、8月欠席していたので、また同じ質問なんですけど、やっぱりカウンセラー室の件は共用化じゃなくて、そこは別のカウンセラー室を造るという、そういう理解でしょうか。
朽木篤 教育改革推進課長	すみません、お待たせしました。今、藤園中、城東小には、小学校にカウンセリング室が1つ、中学校にカウンセリング室1つ、カウンセラー室が1つあります。それをそれぞれ一つずつ、カウンセリング室を小学校に1つ、カウンセラー室1つ、中学校にもカウンセリング室1つ、カウンセラー室1つを整備する予定としております。1部屋という形になります。カウンセラー室が1部屋増える形になります。
朽木篤 教育改革推進課長	すみません。今のは訂正させてください。今のは藤園中のほうでした。申し訳ございません。 江南中のほうは、今、カウンセリング室が小学校に1つしかありませんけど、それを4部屋にしますので、3部屋増になります。カウンセリング室を2つ、カウンセラー室も2つ整備したいと考えております。
遠藤洋路 教育長	ここに書いてある、さっきもそうなんですけど、職員室、事務室、保健室、会議室、カウンセラー室、管理諸室の共用化を図るという、これの意味は、共用化するのは職員室、事務室、保健室、会議室、カウンセラー室、管理諸室を全部共用化するという意味で書いてあるんですか。それとも、管理諸室の共用化という、そこで一つのまとまりなんですか。

朽木篤 教育改革推進課長	これは、それぞれ共用化をする目的で書いておりますが括弧の管理諸室というのを削除させていただき、職員室、事務室、保健室、会議室、カウンセラー室の共用化を図ります。
遠藤洋路 教育長	共用化というのは、小学校と中学校で共用化するという意味で、職員室と事務室を共用にするとか、保健室と会議室を共用にするという、そういう意味じゃないですね。
朽木篤 教育改革推進課長	小学校と中学校で共用化することです。
遠藤洋路 教育長	小学校と中学校で1つの職員室にしますよと、事務室も1つの事務室にしますよ。じゃ、カウンセラー室の共用化というのはどういう意味になるんでしょうか、この場合。
朽木篤 教育改革推進課長	整備自体は増やす形で整備をいたしますけど、それぞれ共用化してもいいことで共用化ということで今つけております。
遠藤洋路 教育長	つまりカウンセラー室という部屋が今、幾つあるの、3つ。
朽木篤 教育改革推進課長	2つです。
遠藤洋路 教育長	2つ。じゃ、2つあるこのカウンセラー室というものを小学校で使ってもいいし、中学校でも使ってもいいという、そういう意味で書いてあると、そういうことですかね。
朽木篤 教育改革推進課長	そのとおりでございます。
澤栄美 委員	何かちょっと分かりにくいかなという感じがします。今聞いていて。例えば保健室は1個になって、中学校と小学校と幼稚園の子どもたちが1つの保健室を使うという意味ですか。共用というのは、結局、規模に関する説明として書いてあるので、例えば共用したり増やしたりとか、そういう説明のほうが分かりやすいのかなと思って。まとめて全部一つにするみたいな感じにも取れないではないので。説明していただければ分かりますけど。

遠藤洋路 教育長	小学校、中学校とか幼稚園も含めてかもしれないけど、そこで同じ部屋を小学校が使うこともあれば、中学校が使うこともあるという、そういう意味なのであれば、やっぱりそこは、それが分かるような書き方にしたほうがいいでしょうね。これだとやっぱり職員室と事務室と保健室と会議室とカウンセラー室を同じ部屋でやりますよというふうに読めるような気がします。
朽木篤 教育改革推進課長	ご指摘のとおり、共用化となると減るような形に見えてしまいますので、そこは記載を変更させていただきます。
遠藤洋路 教育長	数は減ってもいいんですよ。小学校の職員室と中学校の職員室が別々にあったのを1つにしたら、2つが1つになるんでしょうから、数は減るのかもしれませんが、職員室を小学校や中学校で共用しますというものと、職員室と事務室と会議室を一体、1つの部屋にしますというのは全然意味が違うと思うので、そこは分かるように書いたほうがいいと思います。
澤栄美 委員	じゃ、城東・藤園のほうも同じように。
西山忠男 委員	案1ですと、プールは今のまま残るけど、案2と3ではなくなるという理解でよろしいですか。
朽木篤 教育改革推進課長	案2と案3につきましては、校舎の今のところ、屋上か1階に置くという形で今検討しております。
西山忠男 委員	案1が一番、これになる可能性が高いんですけど、案1になりますと、プールや体育館は全く改修せず、現状のまま使うということになりますでしょうか。
朽木篤 教育改革推進課長	そのとおりでございます。
西山忠男 委員	この間、東野中に行ったときに、校舎がすばらしく立派になって、体育館も立派になっているのに、プールだけこのままなんですよね。何でプールだけ改修しなかったんだろうと思って、一緒にやればよかったのと思ったんですけど、これは経費的な問題はもちろんあると思うんですけど、一緒に改修はできないんでしょうか、プールと体育館。

内村智 学校施設課長	今回、プールを残して使用する場合、今度は中学校のプールですので深さが違ってきます。ですので、プールに関しては、そういった段差をつけるための改修工事が必要かというふうに考えているところでございます。それで、基本的にそれと併せて、内部の改修関係はするものというふうに理解しております。
遠藤洋路 教育長	ちょっとはきれいになるんですかという、そういう話かと思うんですけど、そういうことですね。
内村智 学校施設課長	はい、きれいになります。
遠藤洋路 教育長	きれいになるそうです。
西山忠男 委員	分かりました。
小屋松徹彦 委員	その他の検討事項の中の（3）なんですけど、再生可能エネルギーの導入及びエネルギーの効率的な利用を図り、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング化を検討と書いてありますけど、この建物自体は1万平米を超えるのでこの対象になる、検討の対象になるということでしょうけど、これを検討されて、導入するとすれば再生可能エネルギーの導入というのは太陽光発電ということなんでしょうか。 それと、もう1点は、今の体育館の問題にも絡んできますけど、体育館は空調設備が整えられるのか、今度の学校の場合、そこら辺は分かれますか。
朽木篤 教育改革推進課長	先ほどのZEBの認証につきましては太陽光発電が主になってくると思いますが、構造上の中でも省エネ化を図っていきたいと思っております。 今、天明の義務教育学校をこれから建設しますが、その点につきましてもZEB Orientedという、1万平米以上の建物に適用されるのを認証する予定としております。 あと、体育館の空調につきましては、今のところ予定はございません。
小屋松徹彦 委員	そういう建物の構造上の工夫で省エネを図っていくというのは、今、分かりましたが、それと一緒に再生化のエネルギー

	を導入するとなると、まず設備の費用というのは別途考えないといけないということになってくるんですよね。今の予算の中にはそこは含まれていないというふうに考えてよろしいでしょうか。 それともう一点は、体育館を利用しまして思うんですけど、やっぱり体育館もいずれは空調が欲しいなと。特にこんな暑い日が毎日続くと、外での運動というのはなかなか限られてくるから、そうになるとやっぱり体育館の利用が多くなる。そうになると、やっぱり体育館の空調は今後考えていかないと、子どもたちも大変だろうなと思うんですけど、いかがでしょうか。 ちょっと関連しますが、そこは最後の質問なんですけど、この関係とは無関係かもしれませんが、よかったら教えてください。
遠藤洋路 教育長	まず1点目は、教育改革推進課長。ZEBの費用がここに入っているのかということですね。
朽木篤 教育改革推進課長	太陽光発電とかの費用は全てこの中に組み込んでおりますので大丈夫だと思います。
遠藤洋路 教育長	体育館のエアコンについては、この学校だけでなく、ほかの学校も含めて全体の話かもしれませんが、どうですか。
内村智 学校施設課長	昨今、本当に暑い日が続いて、もう酷暑というのが続いております。それで、学校の教育だけではなくて、避難所になっているという形の使用というのもありますし、先般ちょっと話がありましたのが、選挙でもやはり体育館を使用したりするのに対してやっぱり空調をというようなお話もいただいているところでございます。 ただ、今、整備をするに当たって外壁改修等、要は外壁の落下等の事故が他都市でもかなり頻発してきておりますけど、老朽化に対する、そういった危険性が高いものを今優先的にさせていただいております。また、報道等でもありますトイレの洋式化とかバリアフリー化というものを、現在先行する形でさせていただいております。 それがある程度めどがついた段階で次のステップという形かなというふうには今思っておりますけど、やはり社会情勢関係、あと国のそういった災害時への対応の準備というような補助制

小屋松徹彦 委員	度があれば、また再度検討していきたいとは思っているところでございます。状況としましてはそういった状況でございます。 今おっしゃったように、単なる学校で使うだけではなくて、いろんな社会的に利用するということがあるので、そうなれば別に教育委員会での予算じゃなくて、よそから引っ張ってきてでもそこは早めにやるべきじゃないかなと思いますので、ぜひそういう働きかけをどこからやってもらいたいと思います。
村田槇 委員	拝見していて、これは意見というか感想になるんですけど、先ほどの藤園中・城東小のほうのページでも見ていて、職員向けのワークショップのところで、先生方が気軽に休める場所がないというふうに書いてあって、今回のほうも、話し合える場所とかそういう子どもたちの場所がもっとあったらというような声を書いてあったんですよね。子どもたちの目線とか地域の方々の目線というのはもちろん大事だと思うんですけど、職場環境としての整備、先生方が活動しやすくなる環境、スペースの確保という意味で充実しているといいなというふうに感じました。
朽木篤 教育改革推進課長	例えば江南中・向山小の義務教育学校の職員室ですが、先ほど共用化すると言っていましたけど、今までの職員室数よりも、14平米ぐらい広い職員室を検討しております。その中で、ゆとりを持って仕事に当たっていただけるような環境をつくっていきたいと思っております。
遠藤洋路 教育長	ほかによろしいでしょうか。 では、ほかになければ本件は以上といたします。
・協議（3）令和6年度学校評価アンケートについて 《松岡美幸 指導課長 説明》	
西山忠男 委員	5ページの授業力向上のところのアンケート項目なんですけど、「先生方は、わかる授業、楽しい授業づくりに努めていると思いますか」と。これは確かに一つの観点だと思うんですけど、

	中学生ぐらいになると高校受験が目に入ってきますので質の高い授業を求めるようになるんですよね、生徒は。だから、質の高い授業がなされていると思いますかということも聞いてほしいような気がするんですよ。 生徒は分かるんですよ、やっぱり。この先生の授業は質が高いとか。分かる授業はいいんですけど、分かりやすく教えるとどうしてもレベルが下がってしまって、内容的には奥深くできないということがありますよね。だから、それだけではちょっとまずいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。
松岡美幸 指導課長	ありがとうございます。 質の高い授業というのはとても大事になってくるというふうに考えております。ただ、小学校1年生から中学3年生までと考えたときに、質の高い授業は思考をしっかりとやって、そして自分の考えをいろいろほかのこどもたちや先生たちと交わして、さらに新しい発見とか新しい学びとか身につけるとかいうことを含めて楽しい授業というふうに私たちは考えているところでございます。
遠藤洋路 教育長	今議論している対象は3ページと4ページの令和6年度のア ンケート項目で、5ページと6ページの令和5年度のア ンケート項目は参考についているんじゃないんでしょうか。
松岡美幸 指導課長	そうです。私のほうが勘違いしておりました。 今、教育長がおっしゃったとおり6年度のもので、3ページと4ページが今回提案をしたというところでございます。
遠藤洋路 教育長	令和6年度のアンケート項目では、授業についてはどうなっているんですか。
松岡美幸 指導課長	すみません。申し訳ございませんでした。 授業のところで考えますと、4番のところですね。「学校は、一人ひとりにあった学習を進め、話し合いなどを通して考えを深めたり広げたりする授業ができていると思いますか」というところで、まず個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実という項目について書いております。 それから、2番のところ、「学校は、こどもが自分で考え、自分から取り組む授業づくりに取り組んでいると思いますか」と

	いうところも、こどもの主体性を大事にする授業ということで考えているところでございます。
遠藤洋路 教育長	分かる授業、楽しい授業という令和5年のものからは随分変わっているわけですね。「一人ひとりにあった学習を進め、話し合いなどを通して考えを深めたり広げたりする授業」ということは、何か分かるとか楽しいとかはどこかへいっちゃったわけですか。
松岡美幸 指導課長	分かる、楽しいということはとても大事なことだと思いますけど、分かり方だったり、楽しいと感ずることだったりは一一人が違ふと思うんですよね。分かるということは、一人ひとりのこどもににじたことを大事にしたいというふうに考えておりますので、表現もそのように変えております。
西山忠男 委員	令和6年度の案のほうが確かにいいと私も思います。ただ、「一人ひとりにあった学習を進め」というのは、私も教師の経験が長いのでから、これが一番難しいんですよね。一斉授業をして35人一人一人に合った授業というのはどうしてもできませんから、そのところをどうするのかということですよ。だから、先生方はこれを見てやっぱりそういう授業をしなきゃいけないんだなと思われたいと思いますけど、じゃ具体的にどうしたらいいんだと思て非常に悩むだろうと私は思います。感想です。
遠藤洋路 教育長	確かに35人に一人一人に合ったというのは、どういう、イメージでいいんですけど、授業だとこれが高く評価されるような授業になるんですかね。 分かるとか楽しいとかだったら一斉授業とかでもいわゆる予備校のカリスマ講師みたいな人の授業はそうなのかもしれないけど、そういうんじゃないということですよ、これの場合はね。どんなふうに、じゃ授業をイメージしたらいいんですかね。
松岡美幸 指導課長	一斉にすばらしい話を先生がして、こどもが興味関心を持ってそれを聞くということも一つはあると思うんですけど、それだったらこどもがインプットするということに終始してしまうのではないかなと思いますし、例えば、話を聞くことがとても合っているこどもさんもしれば、絵とか図とかいうものを認識

西山忠男 委員

しやすいというか、認知特性がそういう子どもさんもいれば、何か具体的なものを通して学ぶとか経験を通して学ぶのがいい子どもさんもいれば、何か本を読んで学ぶことがいいということ子どもさんもあると思います。

だから、いろんなツールを使って、そして学ぶスピードも子どもさんによって違いますので、そしてその中にさらに協働的な学びを入れることによって、お互いにさらに学びを深めていくということも可能だと思いますので、まず一人一人に合った学び方を進めることと併せて協働的な学びをしっかりと取り組んでいって、対話もしっかり大事にしていきながら、子ども同士の対話もそうですし、多様な方たちとの対話も必要だと思いますので、そういう学びが実現できるように進めていきたいというふうに思っております。

今の議論について苦野先生のご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

苦野一徳 委員

ありがとうございます。

もしも、もうこの評価項目でいいのかなと思うんですけど、もうちょっと解像度を上げることはできるのかなと思っていて、本市でも少しご参考にいただいているS c T N質問紙だと例えばこんな項目がありまして、授業では学習の方法やペースを自分で選んだり決めたりしながら学んでいるという項目があって、要するに自己選択、自己決定がどれくらい保障されているか、そういう項目を見ると、あっ子どもたちにこういったところは自己選択、自己決定の機会を増やしていけばいいかなみたいなことを先生が思いやすかったり、さっき協働のお話もなさいましたけど、例えば授業では自分が必要なときに必要な仲間と協力しながら学んでいくというような項目があると、必要に応じて学び合うような環境ってどうやったらつくれるかなというふうにマインドがいきやすいと思うんですね。

なので、どういう目的でこのアンケートをするかにもよるんですけど、解像度を上げようと思ったらこういうふうに項目をもう少し解像度を上げることはできるかなと思いますね。

究極は授業と、すみません、ちょっと今バグってあれが出てこないんですけど、授業を進めるのは先生ではなくて自分たちだと思っているとか、そういうふうな項目もあったりするんですけど、例えばそういうふうに解像度を上げてアンケートを作

西山忠男 委員

ることもやったらいいかなと思います。

ただ、大枠でいくと、こういったものでいいんじゃないかなと思いました。

了解です。

遠藤洋路 教育長

よろしいですか。

たまに議論になる全国学力調査の質問紙でいつも熊本市は低い項目がありますよね。主体的に学んでいますかみたいなやつ。実はそういう部分を学校としても意識してもらうために、こういう学校評価のアンケートというものの項目にそういったものが入っていれば意識も変わってくるのかなというふうに思います。そのためには今、苫野委員がおっしゃったように、もう少し詳しいというか、ある程度具体的な言い方にするというのも一つだし、もう一つは全国学力調査のやつと同じ言い方にするというのも簡単な方法ではありますが、またそれぞれ違う書き方というのも、もちろん熊本市として大事にしているという書き方にするというのも一つだし、いろんな方法があるかなというふうに思いますけど。確かにちょっと、どんな授業をイメージするのかということ言えば、「一人ひとりにあった学習を進め、話し合いなどを通して考えを深めたり広げたりする授業ができていますか」。ある程度は何か授業のイメージは、話し合いとか出てきますので、できるのかなというふうには思いますけど、先ほど苫野委員がおっしゃったような言い方のほうがより分かりやすいというふうには確かに思いますよね。

どうですかね。何かそういうふうにS c T Nの質問を取り入れてこれを書くという方法もあるのかなというふうに思いましたけど、いかがですか。

松岡美幸 指導課長

ありがとうございます。

指導課としても、これを一つの手がかりというか、そういうものにして、学校のほうでも共通理解をして、毎時間毎時間の授業でそういうことを大事にしながら、こどもたちが主体的に、しっかり一人ひとりの学びが重ねられるような授業になっていけばいいなと思いますので、今のご指摘というか、いただいたことも参考にしながらもう一回考えて、またご提案をできればと思います。

遠藤洋路 教育長	分かりました。 聞きたいことは多分そんなにずれていないということで、大体こんな感じなのかなということで、あとは表現というか、特に答える側がどういうふうに取り受けて答えやすいかということ、それから学校のじゃどうやって授業を改善しようかというときに、どんなことをしたらいいのかというのが分かりやすいという、そういう意味で、もし見直せるのであれば少し見直していただいてもいいのかなというふうに思いますね。 苫野委員もさっき、大体こんな感じでいいんじゃないかというふうにおっしゃった。方向性としてはこれでいいのかなというふうに思いますけどね。 じゃ、少しまた考えておいてください。 まだこれはあれでしょう。何かスケジュール的にはどうなんですか、アンケートの。
松岡美幸 指導課長	スケジュール的には、これが確定したら教育センターのほうにお願いしてエクセルのマクロを組むような形のデータというか、その処理をしてもらって学校のほうにお送りするので、そんなに、次回またかけるというタイミングはない状況です。また個別にお伺いするという形でよろしいでしょうか。
遠藤洋路 教育長	というか、いつ頃アンケートをするんですか。
松岡美幸 指導課長	アンケートを取るのは実際に12月から1月、そのあたりで学校はするような状況です。
遠藤洋路 教育長	エクセルのマクロなのかどうかまでは分からないけど、じゃ10月ぐらいにはもう項目は決めて準備して始めないといけないという、そういうスケジュールだということですね。分かりました。
澤栄美 委員	R5年度の言葉よりも大分優しくはなっていると思うんですけど、こどもたちにとってこれ、分かるのかなというのがあって、例えば（2）の5番の特別支援教育のところなんですけど、「支援が必要な時に」って、大人は意味として分かると思うんですけど、こどもが「支援が必要な時に」というのが果たして分かるのかなというのもありますし、「外国にルーツを持つこと

松岡美幸 指導課長

も」というのについて分かるのかなというのがちょっと疑問に……。小学校1年生から中学校3年生まで同じ質問というところ自体にもちょっと無理があるのかなと思います。

もちろん、担任の先生とかが説明をするという前提ではあるのかもしれませんが、「支援が必要な時」というのを私が説明するとしたらどんなふうに1年生や2年生に説明するかなとも思っちゃうんですね。だから、その辺がどうなのかなと、一律でこれを。私たちもいろんな場面で現場でアンケートを取るときには。低学年用や中学年用、高学年、小学校だけでもそういうふうにしていたので、そのあたりをどうされるかなというのが一つ伺いたいということと、それと、現場にいるときに私たちもこういった評価のアンケートが来て答えていたんですけど、結果を見ると保護者との乖離が結構あったんですね。学校は一生懸命しているつもりなのに保護者はしてないと言ってくるというパターンが多かったと思いますけど、何かそういったことが結果として出たときにどんなふうに生かしていくのかということもちょっとお尋ねしたいと思います。

2点あったうちの1点目、すみません、私のちょっと勘違いで、対象が最初のご質問のときに1年生からと申し上げたんですけど、4年生以上でした。申し訳ありません。

4年生以上を想定して作ったので、支援という言葉だったり外国にルーツをとという言葉は4年生にとっては難しいかなと思いますけど、そこは担任の先生に補足をしていただければということ考えて作っているところでございます。

それと、保護者との乖離というところですけど、それこそ学校評価のアンケートをする目的の一つかなというふうに思っております。学校としてはこういうつもりでやっているんだけど保護者の受け止めは違うという実態がこれによって明らかになるならば、じゃどこに問題があるのかとかどのようにすればいいかということを生かすためのものでもあるので、そこは各学校でとか、うちのほうもデータはもらいますけど、その改善に生かしていくということ考えております。

澤栄美 委員

私は、何らかの改善にももちろん生かさなきゃいけないと思うんですけど、やっていないのではなくて、やっていることが保護者に伝わっていないのかなというふうなことを思うんですね。学校は本当に一生懸命いろんなことをやっているのにそれ

遠藤洋路 教育長

だけの評価を得られないということが、いろんな報道とかの影響もあると思いますけど、やっぱり学校がこういうことをやっていますということを広報していくということが一つ、この評価を見たときに非常に残念な思いがするわけですね。こんなに一生懸命にやっているのにそんなふうにし取られていないのかというふうなですね。だから実際、できていないところもあるならばそこはやっていこうということで、自分たちばかりを責めないような学校になりたいなというふうに思います。

保護者も純粋に知らなければやっていることは分かりませんから、それは学校が保護者にもっとアピールしていくとか伝えていくという、それができればそこは少しずつ埋まっていくのかなというふうに思いますので。

でも今、指導課長が言ったように、まさに学校がこれだけやっているのに保護者は知らないというのであれば、そこは、じゃ保護者に伝える努力をもっとしていこうという、そういう方向でやっていただければいいので。何か認めてもらっていないというよりは、知らないということであればそれはやっぱり保護者としても分からないでしょうからね。

あと、最初に出てきた支援のところですけど、令和5年度のアンケートだと、この支援に関してはこどもには聞く質問がなくて、大人だけの質問となっていますよね。令和6年はこどもにも聞くという、そこは何かあえてこどもにも聞こうという、何かそういうふうにして入れてきたんですか。それとも何か、そういうことじゃないんでしょうか。

松岡美幸 指導課長

令和5年度まで確かに入ってなくて、これについてはどのような経緯でそうなったかというのは、すみません、私の今持っている情報としてははっきりお答えはできないんですけど、今回入れたのは、やはり当事者であるこどもたちの意見は非常に重要だと考えておりまして、そこは保護者と学校の評議員と先生たちと同じようにこどもたちの意見を聞くことは必要であるというふうに考えて、入れたものでございます。

遠藤洋路 教育長

分かりました。

こどもに聞くのであれば、さっき澤委員がおっしゃったように、こどもがどんなふうこれを受け止めるかという、分かるかということですね。支援が必要なときに支えてもらってい

	るかって、どんな支援か、ありとあらゆる支援が入っているわけなんですけど、その中でどんな支援のことを言っているのかということですね。相談したいときに相談できる人がいますかみたいな話なのか、何かおなかがすいたときに食べ物をくれるかというような話なのか、勉強できないときにちゃんと教えてくれるかというような、分からないときに教えてくれるかという話なのか、いろんな支援があるので、もうちょっと確かに変えたほうが、これは大人もそうかもしれませんが、特別支援のことですよというタイトルか何かがついているなら大人はある程度分かるのかもしれませんが、こどもからすると、何かどんな支援のこと言っているのかなというのはちょっと分からないかもしれませんね。 これは特別支援という項目に入っているから、そういう何か特別な教育が必要なこどもに対してそれが提供できているかという、そういう話なんですか。
松岡美幸 指導課長	このところは、特別な教育的支援を要するこどもに適切な支援を行うために全ての教職員の専門性の向上に努めることとか、こどものニーズに沿った多様な学びの場の整備についてのことになります。特別支援のことがあるんですけど、それ以外のこどもの多様なニーズというふうに考えておりますので、特別支援教育に限らずということで考えているところです。分かりやすいようなもう少し具体例を入れる必要があるというふうに考えました。
澤栄美 委員	無理に支援という言葉を使わなくてもいいのであれば、自分が助けが欲しいとき、困っているときに支えてもらっていると思いますとか、そういった易しい言葉で、学校の先生に説明してもらおう前にできることもあるのかなと思いました。
遠藤洋路 教育長	今の点、ごめんなさい、ちょっと難しいなと思ったのは、本当に適切に支えてもらっているのだったら困ってないと思うんですよね。困っているときに支えてもらっていますかということは困っている状態なわけですよね。そこは、これが本当にうまくいっていればそもそもそういう認識がないという状態が理想なわけですよね。それを聞けるかと言われたんで難しいから、やっぱりそれは困っているときに支えてもらっていますかという、そういうことになるんですかね、聞き方としてはね。そう

西山忠男 委員

かもしれないですね。分かりました。

インクルーシブ教育の推進のところで先ほどちょっと話題になった外国にルーツを持つこどもという言葉があるんですけど、この言葉は、私たちがこういう場で議論するときを使う分には全く問題ないと思うんですけど、こどもに対するアンケートなんかでこれを使うとちょっと問題かなと思うんですね。容易に差別につながる、あの子は外国にルーツがあるよねと、あの子はどうなのとか、そういうことになると思うんですね。

外国にルーツがあることを知られたくない人もたくさんいるんですよ。今、朝ドラでやっている中で、韓国人の人が在日であることを隠して生きようとするという場面もありましたけど、そういう例もあれば、逆に父親か母親が外国人なんだけど自分自身は日本で生まれて日本語で教育を受けて日本で育て、また国籍も日本であるという人もいるわけですね。非常に増えていますよね、そういう人がね。だからそういう人たちは、外国にルーツがあるんだろうと言われると、俺は日本人だと言いたくなるはずなんですよ。だから、そういうちょっと気をつけて使わないと、容易に学校現場でそういう差別が発生したりすることにつながると思うんですね。

非常に表現は難しいけど、この言葉をこどもに対するアンケートには使わないほうがいいんじゃないかなと私は思います。

遠藤洋路 教育長

学校だとどういう言い方をするんですか。

松岡美幸 指導課長

学校現場でどのように通常使うのかというのはすみません、私は出てこないんですけど、外国にルーツを持つこどもということで一般的に先生たちとかでも話しているので、そんなに違和感なくこの言葉を取り上げたという状況でございます。

遠藤洋路 教育長

聞く項目としてはこれ、こういうことを聞くんだろうということになるんでしょうけど、こどもに聞くときの言葉遣いがどうという言葉が適切なのかという問題ですよ、今はね。

澤栄美 委員

障害という言葉に関しても、ちょっと人権上の問題が起きることがありますよね。知障とかいう言葉で何か、知的障害ということを知障とか言ってやゆしたりとか、そういう問題もありますので、何か自分と違っているところがある人とでもとか、

	そういった言葉で全体をまとめて柔らかく表現したほうが変にはならないかなと。今浮かんだ言葉なので、結局、違いを認めるということなんで、そういった言葉で伝わるようなものに子どもに関しては変えたほうがいいのかというふうに思いました。
松岡美幸 指導課長	ありがとうございます。もう一度、言葉について整理し、確認して考えていきたいと思います。
西山忠男 委員	子どもに対するアンケートとしては、単にあなたは誰とでも仲よく互いを大切しながら共に学び合っていますかぐらいでいいんじゃないでしょうか。障害とか外国にルーツがあるという言葉を使わずに、誰とでも仲よくでいいんじゃないでしょうか。
遠藤洋路 教育長	今、澤委員、西山委員からこんなふうにしたらどうかというご提案がありましたので、それも考えを踏まえながらちょっと考えてみてください。 ほかにいかがですか。
苦野一徳 委員	すみません。毎回これは申し上げますけど、S c T Nに関しては自分も開発に関わっているのであまり自分で推奨するのがためらわれるところがあるんですけど、割と今回のアンケートとかぶっているところが多くて、今後の評価のことを考えた場合、S c T N質問紙はかなり学問的に相当検証に検証を重ねて作った信頼性の高いものになっていて、しかも主体的、対話的で深い学びが実現することを後押しするような質問項目にもなっていて、さらにまなびポケットを使うと非常に詳細な形でデータが可視化されて、先生方にフィードバックができて、それを授業づくりに活用できるという、結構もうツールとしてかなり使いやすいものになっているので、全部が全部とは言わなくとも、合致するところにそれを当てはめていただけると、そのままタブレットで、ああ自分のクラスはそんな感じだなとすぐ分かったりするんで、同時にプロットもできるので、活用できるところはしていただけると今後のことを考えても結構便利かなという気がいたしますので、さっきのインクルーシブとかも関連する項目があったりとか、あとは民主的な学校づくりとかそういう項目もあったりするんで、割と使えるかなという感じがしているので、その辺も併せてご検討いただけるとありがた

	いなというふうに思いました。
遠藤洋路 教育長	今の苫野委員の意見は、もうそのままS c T Nを使ったらいいんじゃないかという、そういう点からの意見ですか。 つまり、こどもに対しての質問項目としてはそうかもしれませんが、例えば学校評議員とか保護者に対するアンケート調査とか、それも同じようなものにすればできると思うんですけど、あまりそっくりにしちゃって何かパクっているみたいなものは、それはそれで大丈夫なのかという気もするんですけど、その辺どうですかね、苫野委員。
苫野一徳 委員	いや、もう全然そこは、問題はないですが、ご自由に使っていただければという感じなんですけど、こどもを対象のアンケートなので、S c T N質問紙自体は。それを保護者用とか先生方とか向けにアレンジしてやるというのも一つかなというふうに思ったという感じで、使えるところだけ使っていただいても構わないんじゃないかなと思いました。
遠藤洋路 教育長	じゃあ著作権とか考えなくて大丈夫ですかね。 参考にできるところや取り入れられるところはどんどん使っていくことも考えてみてください。
澤栄美 委員	直接このアンケートとは違うことなんですけど、学校のアンケートについて、学校の中でとにかくアンケートが多くて負担だよねという声はよく聞く中で、大分前ですけど、私は教育委員としてじゃなくて会計年度職員としてのものだったと思うんですけど、この市役所全体で、自分に何かがあったときに連絡する人の調査というのがありましたよね。私、やっとなんかこのことができたんだと思ったんですよ。 というのが、現場にいたときに、その人が倒れたときに連絡先って案外把握されてなかったんで、こういうのがあるといいよねというふうに私は非常に好意的に取ったんですよ。その話になったとき、ある現場の先生が、あんなのがまた来て、何か面倒くさいからもう書かなかったとか、何かそういう声が聞こえたんですよ。で、そんなふうにとったんだと。そしたら、そのときに他にもいろんな調査があったから、もう本当に何かそんな話になったんだみたいなことだったんですね。 だから、いろんな課から調査がやっぱり必要だからやってい

遠藤洋路 教育長

るんだと思うし、出るときに他の課の調査とうちの課の調査というので調整というのができるのかなというふうに思ったんで、必要で調査をしているわけですから、その辺の何かタイミングというのを調整していただくといいのかなと。大事な調査でさえそんなふうになんか要らぬのが来てどうのこうのというふうになってしまう教員も教員なんですけど、そんなことを思ったので、検討していただけたらと思います。

分かりました。

教育政策課で全体を取りまとめていると思うんですけど、いかがですか。

中川浩二 教育政策課長

ご意見ありがとうございます。

今、委員ご指摘のとおり、学校現場において昨今はやっぱりアンケートというもののツールがちょっと、ブラウザとかを利用して軽易にできるようになったという利点、メリットを生かして様々な部署が職員に対するアンケートという、エビデンスを求められるケースもどうしても多いものですから、そういった機会が増えているというところでございます。

学校現場からも当然に、今、委員からいただいたような、やっぱりアンケートが多過ぎるのではないかというご意見は機会に触れていただいているところでございまして、教育政策課のほうで、先ほど今ご指摘のありましたように、同じようなアンケート内容項目を数か月後にまた別の課がやるというようなこと等がないような形で、今全てアンケートについては教育政策課のほうで確認をした上で実施するというところで、重ならないですけど少しでも効率的にできるようにというようなものを、内容も含めて確認して進めているというところでございます。

今後も、アンケートというのはどうしても増えていくような傾向にはございますけど、学校にとって負担にならないような形で進めていくようにしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

遠藤洋路 教育長

どのぐらいあるんですか。そんなにたくさんやっているんだという割にはあまりアンケート結果をそんなにたくさん見た覚えはないんですけど、どこで誰が使っているんですかね、そのアンケート結果。

中川浩二 教育政策課長

すみません。件数的にお答えをできる状況ではございませんが、やはりアンケートというのはどうしても、先ほどもありましたように、緊急性等があってもどうしても回答していただきたいという重要なものから、内容によっては回答していただければ助かりますというようなものまで幅広く実施されているのが実態でございますので、職員によっても、電子掲示板とかに掲示をされていて気づかなかったというような場合もあるかと思いますが、そういった任意性のものがアンケートの本来の形であろうかと思いますが、昨今どうしても回答率を上げるために再度回答を要請したりというようなこともございますので、そういったのも踏まえて、学校現場で多いなというような忌避意識が高まっているんじゃないかなというふうに分析をしているところでございます。

澤栄美 委員

やっぱりアンケートの意味、なぜこのアンケートが来ているのかというのをみんな教員も忙しいので分からずに、とにかくアンケートがあるという事実だけに反応している部分もあると思うんですね。例えばストレスのアンケートなんかは、もうあれは労基法で決まっているわけですね。そして自分たちに返ってくるというところもあるので、そういった何か意味合いというのを管理職の先生方がきちっとお知らせをしていただくというのも一つ方法かなとは思いますが。その結果が自分たちに返ってきたときに、ああ自分たちが答えたからこれはこうなったんだとか、例えば働き方改革の時間創造プログラムあたりなんかはやっぱり返ってきている部分が多いと思うんで、何かそういった返しというところも含めて、アンケートの意味の説明というのを管理職の先生方がしっかりしていただくといいのかなと思います。

中川浩二 教育政策課長

もう今、澤委員のご指摘のとおり、アンケートを実施するに際しましては、やはりそのアンケートの目的はこれを何に使う何に生かしていくのかというような部分をしっかり、アンケートする目的というものをまず各回答を要する方々にご認識していただくということが重要というふうに思っておりますし、その結果がどういうふうに結びつくのかという部分についても、アンケート結果のフィードバックを必ず行うように努めていただくということも教育政策課のほうからお願いして

	いるところでございますので、今後も引き続き、そういった取組は続けてまいりたいというふうに思っているところです。
遠藤洋路 教育長	各課がそれぞれ取っているアンケートというのは、結果はちゃんと全部返しているんですね。
中川浩二 教育政策課長	学校現場にアンケートを実施していただく際には、必ず結果を返していただくということをお願いしているところでございます。
遠藤洋路 教育長	分かりました。 じゃ、それがすごい大量にあるということですか。どうなんでしょうか。
中川浩二 教育政策課長	そこまでは。すみません。
遠藤洋路 教育長	どうなんでしょうね。実際、澤委員の感覚としてどのぐらいあるんですか。何か毎日何十本来るとか、さすがにそんなことはないでしょうけど、どのぐらいの頻度で来るからああ多いなと思われているのかなというのをね。
澤栄美 委員	そんなに多くはないと思うんですよね、私が考えるのに。ただ、忙しいときに来ると、いつも来るというふうに人間の感覚として思うのかなと思うので、やっぱりそういう例えば担任の先生たちで言えば成績処理の時期にはちょっと避けてもらいたいとか、何かそういうのはあるかもしれないですね。
遠藤洋路 教育長	じゃ、多いとはいえそんな毎日毎日来ますみたいな、そういうものではないわけですよ。分かりました。 だから、忙しいときにそういうのが来ると確かに答えてられないよという、そういう感情になるということですかね。分かりました。 やる側も確かに簡単にやらないという意味ではどうですかね。アンケートをするときは必ず教育長まで見せてから出すとかにすればみんな簡単にはしなくなったり。必ず澤委員に見せてから出してくださいとか。みんな簡単にしなくなったりする。
澤栄美 委員	私が嫌になります。

遠藤洋路 教育長

そんなにあるのか分かりませんが、事前に何かそういう簡単に出さないような歯止めみたいな。いや、別にいいですよ。教育長に見せるとは言わないけど、何かそういう。今教育政策課でチェックしてもらっているということなんでしょうけどね。部長とか次長とかが見るとか、何かあってもいいかもしれませんね。ちょっとそこはまた考えましょう。

村田 慎 委員

学校評価のアンケートに関してだけじゃなくていろんなアンケートなどに関係すると思うんですけど、今年度からはこの学校評価アンケートとかもきっとすぐーとかで募るという形になるんじゃないかなと思うんですけど、以前、安心安全メールだったとき、学校が配信しているそのページとPTAの役員がPTAのお知らせなどを配信するページというので、学校が配信しているメールの内容なども全て一部役員は見られる状態だったんですよね。なので、言ってしまうと守秘を要するもの、守秘義務があるべきものというのを見えてしまえるような状況でした。もちろんこの学校評価アンケートの途中の経過の段階から保護者が入れるような状況だったり、あるいは個別にご連絡をすることを要するようなご家庭の学校からのメールとか、そういうのもPTA役員が見てしまえるような状況でした。そういうふうにならないように以前の安心安全メールの会社の中で、自分も役員になっておりましたので、学校のそういう機密事項に触れることがないように分けていただくようにしてもらったりとか、そういうのを自分も取組をしていたんですけど、すぐーになってそれがどういう状況なのかというのはちょっと分かりませんが、やっぱり守秘を要するものというのはいちちゃんと守られるように配信とか管理とかしていただけるといいかなというふうに思います。

中川浩二 教育政策課長

すぐーについて、今年度から全校導入をさせていただきまして、非常に利便性を感じていただいているということをご評価していただいているところでございますが、今、委員ご指摘のように、学校から流すものがどちらのほうに流れていくのかということで、PTAもすぐーについては活用できるような仕組みというふうになっておりますけど、やはり流すべきものであるのかどうかというものについては学校がしっかり管理をしていくという中で、学校が配信するものイコールPTAのほ

遠藤洋路 教育長	うにも必ず配信されるということではないように設定としてはなっておりまして、それぞれPTAのグループとしてのチャンネルをつくっていただくことも可能になっているというところで、今現在まだ安心安全メールそのものを否定しているわけではございませんので、PTAによってはどちらも使っているというような状況もあるようございまして、すぐーるを活用する際にはすぐーるの中でのそういった個人情報の取扱いというものをしっかり、そういったときに学校のほうには周知をしているところでございます。 では、ほかになれば本件は以上といたします。
日程第5 報告 ・報告（1）天明校区施設一体型義務教育学校の基本設計について	
《内村智 学校施設課長 報告》	
西山忠男 委員	会議室が1つしかないようなんですけど、1つで大丈夫なんですか。しかもちょっと狭いような気がしますけども。
内村智 学校施設課長	学校等の会議等で保護者の方とかの会議等もあるかと思えます。そういうときには多目的活動室等も利用していただければというふうな形で今進めているところでございます。
西山忠男 委員	教員は何人になるんですかね。この会議室で一度に集まって職員会議ができるだけのスペースがあるんでしょうか。
内村智 学校施設課長	教員数につきましては、最大数で50名程度というふうに今見込んでおりますけど、実際にこの多目的活動室右、図面の3ページの1階の部分ですけど、こちらのほうが教室3つ分の広さがございますので、十分に50名程度集まっても可能かというふうに思っております。
西山忠男 委員	すみません、何階ですか、その多目的って。

内村智 学校施設課長	1階です。1階の右側の一番上のほうになります。多目的活動室という表示です。
西山忠男 委員	ここを全体の会議室にしようということですね。
内村智 学校施設課長	はい。
西山忠男 委員	先ほどの会議室というのはもっと小さいグループのミーティングに使うという意味ですね。理解しましたが、もう一ついいですか。
西山忠男 委員	校長室がえらく広いような気がして、応接室も兼ねていると思うんですけど、こんなに校長室って広く要るのかなという印象がちょっとしますよね。いかがでしょうか。
内村智 学校施設課長	通常の一般的な校長室に比べれば確かにかなり広いスペースかなと思いますけど、義務教育学校ということもございまして、いろんな方が実際には来られるのかなと。そういった小学校と中学校を合わせたようないろんな行事関係も校長先生もこなさなきゃいけないというふうにも聞いておりますので、ある程度そういった応接的な部分も必要なのかなと思ひまして、このくらいの広さというふうに今考えているところでございます。
遠藤洋路 教育長	校長室の中が何か区切ってあって応接室と執務室と分かれているという、そんな感じなんですか。
内村智 学校施設課長	現在のところ、簡単な間仕切りで、基本的には完全に壁というわけではなく、パーティションというような形での区切りというふうに考えているところです。詳細につきましては、今後具体的に検討していきたいというふうに思っているところでございます。
遠藤洋路 教育長	これは校長経験者の方に、どうですか。このぐらいはやっぱりあった方がいいですか。
須佐美徹 教育次長	羨ましいなという、こんな広い校長室、入ったことがないので、高校の校長室みたいだなという印象があります。 これだけスペースがあると、いろんな来客の方にゆとりを持

松岡美幸 指導課長	って対応できるなということと、あと行事等で来賓の方をお呼びしたりするときに結構な人数だったりするときにも、これだけ広いと対応できるなという気はしますので、私がもし校長であれば、このくらい広い校長室だったら嬉しいなというふうに思いました。
澤栄美 委員	感覚的なものですけど、私が校長だったとき、非常に狭くて来客のときには非常に苦慮したという気持ちがあります。だから今、須佐美次長のお話のとおりということはありませんけど、その頻度にもよるのかなと思っておりまして、それが年に1回とか数回のことであればもう少し有効な活用の仕方もあるかなというふうに思ったところです。
澤栄美 委員	さっき休憩時間に話が出た話ですが、職員が休憩できる部屋というのが、以前あったのは、今、主事さんといいますけど、用務員の方の部屋だったのかなという話になったんですが、やはり妊娠していらっしゃる先生とか体調が悪い先生がちょっと横になれるような部屋というのがあるといいなと思ったときに、広過ぎるのであれば、そういったのもあってもいいのかなというふうにもちょっと思ったりした。会議室というのがさっき西山委員から質問ありましたけど。通常の職員会議というのはもう職員室でやるんですよね。会議室は、やっぱり例えば学年の特別にちょっと生徒指導で何か話し合わなければならないとか、そういったときとかお客さんが来るときにとかに使うと思うんですけど、そういうので、もし大人数が来られるときにはそこが活用できるということであれば、そういったスペース、ちょっと休憩スペースみたいなものがあるといいかなというふうにもちょっと思ったりもしました。
内村智 学校施設課長	先ほどの職員の方のちょっとした休憩スペースという話ですけれども、これが、4ページになりますけど、2階の左上のほうに職員の更衣室がございます。その奥に畳敷きで今、3畳程度ではございますけど、畳敷きの休憩室というものを設けさせていただいているところでございます。
澤栄美 委員	じゃ、校長室は今のままでいいかなと。
遠藤洋路 教育長	まあそうですね。職員室に比べてあまり校長室が広々してい

苦野一徳 委員	たら、何か職員からは何でこっちは狭いの校長室は広いんだみたいな文句が出たりするかもしれないと思いましたけど、職員室も余裕があるならばこれでもいいんじゃないですかね。 これはいろんな現実的な制約もあるかと思いますし、校長先生の方針にもよるとは思うんですけど、こどもたちが憩える校長室だと素敵だなという気持ちはあります。これくらい広ければ校長室を開け放って、いろいろと考えなきゃいけないところはあると思うんですけど、気軽に校長先生とお話できるというスペースになったらすてきだなと思いました。
遠藤洋路 教育長	上に会議室とさっき西山委員からもあった、これと何か図工室とか更衣室とかを挟んでミーティング室というのがありますけど、これは何。ミーティング室というのは会議室なんですか。
内村智 学校施設課長	こちらのミーティング室というのは、体育関係のイベントでいろいろミーティングをやったりとか、そういったためのミーティング室という形での位置づけと考えているところでございます。
内村智 学校施設課長	すみません。部活動関係でいろいろ話をしたりミーティングをしたりというようなスペースとか、大会のときの会場にも当然なってくるかと思いますので、そういったときのスペースという形での利用というのを想定しているところでございます。
遠藤洋路 教育長	なるほど。色が緑になっているから、体育館と同じ色になっているから体育系の施設だという、そういう整理なんですかね。単純に会議を英語にしてミーティングにしてみたとかそういうことじゃないですね。分かりました。
澤栄美 委員	今ふと思い出したんですけど、ALTの先生たちが来られますよね。そのときに、私が行っている学校ではカウンセラー室とカウンセリング室って何が違うのと、いつも何かよく分からないんですけど、カウンセラー室は応接のセットがあって、カウンセリング室が長机とかあって、そこを結構ミーティングに使われたりとかされている学校が多いんですけど、そこが何か控室みたいになって、カウンセリングしているときに、もうエキサイトしてALTの人たちがきゃあきゃあ言っているときに

	困ることがあることをちょっと思い出したんです。 そういった何か、時々来られる先生のはやっぱり職員室に机を置く前提なのか、そういった休憩室じゃないですけど、合間にいる部屋として何か別に造られるのかなというのが1点と、もう一つ、全く別のことなんですけど、吹き抜け、何か間が空いている状態になりますよね。下に人がいたりすると、上からのぞいたりして安全面の、その辺はどんなふうに工夫されているのかなというのも教えていただきたいと思います。
内村智 学校施設課長	まず、第1点目のALT等の先生方が来たときの対応ということでございますけど、基本的には今、職員室のほうに机をとるというふうに考えております。ただどうしても、私も何度も学校へ行っておりますけど、やはりある程度集まってわいわいとされるんですけど、そういうときはもう会議室等でも利用していただければというふうに思っているところでございます。 それと、吹き抜けに関してですけど、やはりこれも、いろんな議論の中で他の課からもそういったご意見をいただきました。そういうことにつきましては今後細かく、落下防止、上から物を落としてもやはり危険でございますので、そこについての対応というのも今後、詳細設計の中で煮詰めさせていただければというふうに思っているところでございます。
西山忠男 委員	同じその吹き抜けの中庭で気になっているのが排水なんですよ。この地区は排水があまりよくないと思うので、大雨が降ったときに中庭からの排出がうまくいかないとそこから床上浸水するということが考えられますので、その点は大丈夫でしょうか。
内村智 学校施設課長	私ども、その部分につきましては非常に懸念しておるところでございます、そこにつきましては、基本的にはもう排水ポンプで強制的に水をかき出していくというようなシステムを今回採用という形になっております。
遠藤洋路 教育長	あと、別室登校みたいな子どもが来る部屋というんですか、そういうのも要るだろうと思うんですけど、それはどの部屋になることを考えているんでしょうか。
内村智 学校施設課長	基本的に実際に特別支援学級そのものがここまで数が合わせ

遠藤洋路 教育長

でも多くございませんので、どこかで部屋が必ず余っていく形になるかと思います。そこら辺はうまく、あとは学校側の運用になっていくかと思いますが、そちらで利用していただくという形になるというふうに想定しているところでございます。

分かりました。

苦野一徳 委員

そういえば全体的な感想を最初に申し上げるのを忘れていたので、すごくわくわくしました。これはすごくわくわくする校舎だなと思って、ちょっと感動しました。

前回も少しだけ、ダメ元でいろいろとご提案したんですけど、もしも外の場所がどれくらい取れるか分からないんですけど、例えば、ある学年やクラスや何やらが、自分たちが今年総合で畑をやりたいとか畑を作りたいとか、自分たちはちょっと動物を飼いたいとか、何かそういうことが起こったときに対応できる校舎だったらいいかなというのであって、みんなでちょっと相談して、この広場は、今年はここの人たちが畑とか作ってもいいかもねみたいな、そういう広場みたいのがいくつかあって、総合とかで何をやるかによって必要なスペースって違うと思うんですね。屋内でそれができるようなものもあれば屋外で畑だったり動物飼育とかだったりするとやっぱり外しか使えなかったりすることもあると思うので、そういうスペースを、余裕を取ってやることとかできないかななんていうのをダメ元でちょっとご提案したいなと思いました。

内村智 学校施設課長

生き物の飼育については正直想定をしておりません。今ところはどちらかというともう飼育をやめていくような状況でございますので、今のところ、こちらに関しては想定をしておりません。

先ほど菜園関係ですけど、校舎の実際の南側の一帯、今資料でいきますと2ページの学園広場とあります。その下に横に点線が書いてあるかと思いますが、この点線が書いてあるところが舗装されている部分でして、その下の部分、隣地との境界部分ですけど、そこは全部畑というか、菜園を想定したエリアというふうに今考えているところでございます。

苦野一徳 委員

そこを何とかちょっと検討もしていただくことは不可能でしょうか。そういうもしかしたら小さめの動物であつたら飼える

遠藤洋路 教育長	かもしれないみたいな、そういうちょっとロマンあふれるキャンパスといいますか、そんなのももしできるならやれないかと思いました。 周りの何か農家の方をお願いするとか、場所は。いいような気がしますけど。無理に学校内というよりは、あれば協力してくださる方がいらっしゃるんですけどね。土地はそれなりに広いところでありますので。 あと、この屋上ですね。ルーフテラスというさっきの卵みたいな丸いものの屋根の下にあるルーフテラスの横の屋上は設備スペースということで、何かいろいろ設備が置いてあったりするんでしょうけど、何かここがもうちょっと屋上庭園みたいに出られたら面白いのになというふうに思うんですけど、何かそんな面倒くさいことしたら管理が面倒くさいから嫌だという感じなんですかね。
内村智 学校施設課長	屋上の設備スペースというふうに記載しておりますけど、ここに実際にはもう空調機の室外機関係がずらっと並んで、ほとんど埋まってしまうような形になるというスペースでございます。施設を維持していく上ではこういったスペースがどうしても不可欠になってまいりますので、これについてはちょっと利用は難しいのかなというふうに思っているところでございます。
遠藤洋路 教育長	そこにずらっと何かもう機械が並んでしまって、あまりスペースがないのであればしょうがないなというふうに思いますけど。何か、この一番上のスペース、4階になっている割にはまいち開放感が足りないなというふうに。プールはありますけどね。何かルーフテラスというところがその役割を少し果たすかもしれないとは思いますが。まあ、分かりました。そこは機械で全部使いますというんだったらしょうがないなと思いますね。
村田槇 委員	とてもすてきなスペースがいっぱいあって、特に交流スペースはすごくいいなと思っていて、特に3階の最上級生らしく多目的に使用できるオフィスのような空間というふうに書いてあるところが、せっかくそういうふうにする空間が用意されているのであれば、先生方も会議室で会議というふうにしな

	で、ぜひこういうところで伸び伸びと会議をしていただく日があったりとか、あってもいいのかなというふうにも思いました。 それから、校長室のさっきお話がありましたけど、地域の方とか特に保護者の方とか、急な来校というのは結構多いと思うんですよね。自分も校長室に伺ったときとかに、どうぞどうぞと言っていたときにいろいろお仕事のものがいっぱい置いてあったりとか、やっぱりそれも、さっきのメールじゃないですけど、あまり人目に触れたらいけないものとかもきついっぱいあるでしょうし、そういう校長先生のお仕事の場とは別にこうやってきちんと人に対応できるスペースというのが確保されているのはとても私はいいなと思いました。
西山忠男 委員	細かいことを教えてください。トイレ関係です。 HWCというのは多目的トイレのことでしょうか。そうですね。PSとSKは何ですか。
内村智 学校施設課長	PSはパイプスペース、実際の配管が通るスペースのことです。ございまして、SKというのは掃除流しを意味するちょっと建築的な用語でございしますが、そういったスペースを確保しているということを表記しておるところでございます。
遠藤洋路 教育長	あと、交流スペースがいっぱいありますよね。これは廊下と仕切れるのか、廊下から丸々つながっていて開いているのかによっても何か大分使い道が違うと思うんですけどね。例えば3階のみんなで使える大会議テーブルのある空間という。そうなんだけど、これ左右が廊下でそのままつながっているんだとしたら、何かあまり落ち着かない会議になるなみたいな感じで。ちゃんと部屋になっているんだったら会議できると思うんですけど、何かスカスカなのか、仕切れるのか、その辺はどうなんでしょうか。
内村智 学校施設課長	場所場所によって若干スペース的なものは違いますが、先ほど教育長のほうから話がありました3階につきましては、今のところを廊下とのツウツウの形での計画というふうに出しているところでございます。 ただし、下の階の交流スペースにつきましては、ちょうど中庭と2階については面しておりますので、そこはもう完全に壁という形でして、廊下側はオープンなスペースというふうには

遠藤洋路 教育長

なりますけど、基本的には廊下とオープンなスペースというふうに今考えているところでございます。

ですので、透明なアクリル関係で、見えはするけどそういった音的にはそんなに聞こえないというようなことも今後検討できるのかなというふうに思っているところです。

下のほうの階の何かくつろげるというスペースですみたいなものであれば、別に廊下とそのままつながっていても全然問題ないと思うんですけど、上のほうの階の何か会議室だったり、机と椅子が並んでいますみたいな形式だと、逆に何か仕切りがないとちょっと会議も交流もしにくいかなと思うところはあるので、もし透明なもので何か仕切れるとか、要するに声が周りに響かないとか、逆に周りの声がわあわあ入ってこないとかという工夫ができるんだったら、そこはしたほうがいいのかと思いました。

内村智 学校施設課長

廊下との境でございますけど、壁はないですけどカーテンレールで対応という形で今考えておったんですけど、やはりカーテンですと声関係がどうしても漏れてしまいますので、そこは再度ちょっと検討させていただければというふうに思っております。

遠藤洋路 教育長

分かりました。

では、ほかになれば本件は以上といたします。

・報告（2）金峰山少年自然の家新施設整備運営事業について

《原口琢哉 地域教育推進課長 報告》

西山忠男 委員

3月に開設セレモニーが予定されているということで、それはそれで結構かと思うんですけど、それとは別に教育委員会主催のオープンセレモニーをやったらどうかなと思うんです。それは、小中学校の校長先生と教育委員会、我々と一堂に会して何かシンポジウムをやってもいい。例えば、博物館の人に金峰山の自然についてというような講演をしてもらってもいいし、全く関係なく教育委員会のまたシンポジウムをやってもいい

		し、あるいは泊まり込みで。飲み会はできないんですね。食事会でもやって懇親を深めるとか、何かそういうイベントを企画したら面白いかなと。そしたら校長先生方がこの少年自然の家についてよく分かって、利用も進むんじゃないかなという気がしますけど、いかがでしょうか。
原口琢哉 課長	地域教育推進	ご意見ありがとうございます。 教育委員の皆様にはもう内覧会等にご案内をしたいと思っておりますが、今、委員のほうからそのようなアイデアをいただきましたので、課のほうや金峰山ビレッジのほうとも、こういうご意見が出たということでご検討させていただければと思っております。
遠藤洋路	教育長	泊まり込みですか。
西山忠男	委員	それもいいんじゃないかと。
遠藤洋路	教育長	そうですね。
西山忠男	委員	以前、この計画が出たときに天体観測もいいんじゃないかという案を出して、天体望遠鏡を設置できないかという提案をしたんですが、それはどうなっていますでしょうか。
原口琢哉 課長	地域教育推進	施設の中にワイルドタワーという一応天体を観測できる場所、天体観測デッキというのがございますので、そういったものを活用しながら星空観察なども可能となりますし、天体望遠鏡もちょっとビレッジのほうとも相談して、星を見られるような天体観測ができれば、と考えてまいりたいと思っております。
西山忠男	委員	天体観測については、やっぱり博物館の中に詳しい人が多分いると思うので、そういう人たちの知恵を借りて適当な天体望遠鏡を購入してもらおうとか、もしさっき言ったような泊まり込みでの懇親会ができるんだったら、そのときに観望会、天体観測会を実施してもらおうとか、そういうのもいいんじゃないかなと思います。
遠藤洋路	教育長	分かりました。西山委員が主催ということですかね。

西山忠男 委員	いやいや。
遠藤洋路 教育長	いろいろ活用できると思いますので、考えてみましょう。 では、ほかになければ本件は以上といたします。
・報告（3）熊本市立学校教員採用選考試験（追加募集）の実施について	
《上村清敬 教職員課長 報告》	
西山忠男 委員	こういう2次募集はあまり私は記憶してないんですけど、どうして今回これだけ大量の2次募集が必要になったんでしょうか。
上村清敬 教職員課長	おっしゃるとおり、熊本市として初めての追加募集ということになりますけど、もう単に採用予定者数を満たすことができなかった数が多かったからということになります。
西山忠男 委員	受験者は一応あったけど採用に値する人が十分な数いなかったということでしょうか。
上村清敬 教職員課長	教科によりましては志願の段階で既にもう定員割れをしている教科もございましたので、そういう教科でも一定のこちらで基準を設けておりますので、そこを満たさなかった方は不合格とされていることもございます。
西山忠男 委員	やっぱりちょっとびっくりしてしまして、かなり深刻な事態じゃないかなというふうに思うんですね。特に、お話のあった特別支援のやつは20人あと足りないわけですね、小学校と中学校。20人という数はそう簡単ではないので、やっぱりさっきおっしゃったような後で免許を取っていいですよというのもいいですけど、もっと積極的に何か働きかけないと難しいんじゃないかなと。ほかの教科での受験を考えている人もぜひ特別支援を受けてくださいとか何かね。特別支援は別に別枠で受けてもいいですよ、こっちとこっちと両方受けられますよとか何か工夫しないと難しいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

上村清敬 教職員課長	特支につきましては、実は昨年度も採用予定者数を志願の時点で満たさなかったという事例がございましたので、今年度も大変厳しいことが予想されておりました。そのとおりになったところでございまして、そのような中で今回新たに見いだしたのが、今は持っていないけど後で取ることができる方ということまで、今後は特支枠についてはそのようにすることで、受験倍率が高い学科もありますので、例えば体育とかいうところは今年もかなり高いところがあったので、そういう方々にも特支に志していただくきっかけづくりをちょっと我々としても考えてまいりたいと思っております。
西山忠男 委員	分かりました。ちょっと私も、これどうしたらいいのか、いいアイデアがないんですけど、中学、高校も各科目、英語も相当数足りないですね。どうしたらいいのかと非常に頭が痛い問題ですね。 それと、関係ないですけど、私たちがまた面接をするんでしょうか。
上村清敬 教職員課長	これからではございますけど、今のところ教育委員会の内部で行おうかと考えております。
遠藤洋路 教育長	この特別支援教育の枠は、ここにある国語、数学、理科、美術、家庭、英語の免許を持っている人ということではなくて、例えば体育とか音楽とかほかに倍率が高い教科の免許を取っていて、これから特別支援教育の免許を取りたいですという人でもいいのか、あるいはここに書いてある教科なのか、そこはいかがですか。
上村清敬 教職員課長	特支の枠につきましては、今取得されている教科は問いません。何の教科でも構いません。
遠藤洋路 教育長	分かりました。そこが少し分かりにくいというか、この募集している教科じゃなくてもいいですよというところがより明確になっていると出願しやすいかなというふうに思いました。 それともう一点は、今回、現職の人が正規教員の経験者に限っていますが、臨時採用の人を対象にしていない理由というのはどういうことなんでしょうか。

上村清敬 教職員課長	臨時的任用教員の経験を長く有している方というのも検討させていただいたところではございますけど、今回、試験内容として筆記試験は課さないというところではございますけど、1日で済ませる、会場の問題とかも含めまして実技も行わないこととしております。実技を行わないというからには、既に正規教員になられた方は何らかのその自治体での実技試験もパスされたという経験がありますので、そこで担保いただけるということで、今回は正規教員のみに限らせていただいたところです。
遠藤洋路 教育長	夏の試験では、臨時採用を長くやった人は1次試験免除で2次試験だけですよね。今回は2次試験だけと同じものなんだったら、臨時採用の人も対象にしてよいようにも思うわけですけど、違いが何でしたっけ。
上村清敬 教職員課長	夏の試験では、2次試験で模擬授業と面接と、教科によって実技試験を行っております。例えば美術とかいう場合は実技を行うところなんですけど、実技を行うだけの今回、要員も割くことができないということで、臨採さんは夏の試験では実技試験を行うところが今回できないので、臨採さんは除かせていただいたということです。
遠藤洋路 教育長	分かりました。じゃ実技をしない教科、国語とかだったら臨時採用の人を含めてもいいということですか。
上村清敬 教職員課長	確かに条件としては同じになります。
遠藤洋路 教育長	一人でも多くの人に受けてほしいということなんだったら、実技がない科目は臨時採用の人も受けてもいいよというふうにすれば一人でも多くなるようにも思いますけど、そこはどうでしょうか。
上村清敬 教職員課長	すみません。今回は、教科によって条件を変えるところまでは検討しませんでした。どういう弊害があるかということ、直ちにこういう弊害がありますということは申し上げることはできませんが、同条件ということ的前提に進めましたので、そこはちょっと、そこまで考えられなかったところです。 確かに、門戸を広げようと思えばどんどん広げることはでき

	るんですけど、実際のところ、臨時的任用教員の経験で今回夏の試験を受けたという方々は、そもそもそれほど多くもなかったということがございます。もうほとんどの方が臨採経験豊富な方も本採用のほうに切り替わっておりますので、それを条件を広げたとしても、あまり今回受験者が増えるということにならないというふうに今思うところです。
遠藤洋路 教育長	分かりました。臨時採用が足りないので教員採用試験を受ける人も少なくて倍率も下がっているというのが現状ですから、確かに臨時採用の人から追加募集してもあまり受ける人はいないのかもしれないという、それは一つ、ある程度予測できる結果かなというふうには思いますが。ぎりぎり一人でも多く門戸を広げるということであればそういう方法もあるかなというふうには思いましたが。具体的に実技をしている科目って、教科でいうとこの中でどれなんでしょうか。
上村清敬 教職員課長	ここでいいますと美術のみになります。今回ここでは募集していないのは、体育であったり音楽であったり幼稚園が実技を課しているところになります。
遠藤洋路 教育長	分かりました。美術だけなら実技してもいいような気もしますけどね。そうでもないのかな。
上村清敬 教職員課長	私みたいなど素人はそういうふうに思いました。教育長のことを素人と言っているわけじゃないですけど、美術って3時間ぐらいあるんですね。描くところからずっと見ているらしくて、最終形だけ見ればいいんじゃないかと思ったんですけど、やっぱりその手順を見る必要がある。また、そのテーマを考えるためにも3回ぐらい寄り集まって考えられるということで、それほど簡単にできることではないということを得々と説明を受けました。
遠藤洋路 教育長	分かりました。それとほかの教科をどう考えるかというところですね。
西山忠男 委員	私も教育長と同感で、この条件は厳し過ぎるなという感じがするんですよね。到底埋まらないんじゃないでしょうかね。 の条件だと、具体的に言うと県の教員が市の教員に移りた

	いという人が対象になるということでしょう。 のような先生は確かに何人かいるかもしれないけど、そんなに期待できないと思うんですよね。 これ、埋まらなかったどうなるんですか。
遠藤洋路 教育長	まず、 は県以外ですから、他県の正規教員ということですね。
西山忠男 委員	ああ他県のですね。
上村清敬 教職員課長	こちらで埋まらなかった場合なんですけど、もともと退職者の分だけを新たに採用するというわけではなくて、今、臨採でいらっしゃる方の分も正規採用に置き換えていくという計画で、なるべく今まで臨採の率が高かったということもございまずので、正規教員を増やしていくという考えの下でしたので、直ちにこれが埋まらなかったからといって、もう先生が足りないということにはなりません。その分は当然臨採のほうで確保するというふうに努めることとなります。
西山忠男 委員	分かりました。
遠藤洋路 教育長	もともとかなり多めにというか、採用の枠をここ数年取っていますので、この人数取れなかったから今、教職員課長が言ったように足りないわけではないんですが、この人数取れたら大分余裕があるよねというふうには思っています。 特別支援教育推進のところでこれから免許を取りたいという人でもいいよというふうにするのであれば、今倍率の高い教科で、臨時採用でやっている人が私はこっちでやってみようかなというふうに思う場合もあるのかなというふうに思うんですよね。だから、もちろんこれでまずやってみるという方法もあるなと思うんですけど、悩ましいなと思うのは、臨時採用の人も対象にしたら、特に特別支援の部分は埋まる可能性というか、少し受験者も増える可能性もあるのかな。今までなかった種類ですから、これから取れますよという、でも現職とか正規の人だけという母集団にしてしまうとやっぱりちょっと少な過ぎるような気もするんですよね。だから、ちょっとどうかなというふうに思いますけど、どうでしょうね。 これはこれで一ついいと思うんですけど、それにプラス臨時

上村清敬 教職員課長	採用の人で特別支援の免許をこれから取りたいという人、いるかな、どうかなというところですけどね。 我々も一番ターゲットとして見込みたかったのは、やはり保健体育を合格に至らなかった方、かなり今回も10名の採用予定者に対して63名応募がありましたので、かなりの方が落ちられていると。やはりこれまでも落ちられている方の中では、もう特支に切り替えて受けてこられた方々もいらっしゃいます。今回その枠も、今回特支のほうに臨採でお勤めの方を対象にしたいとも考えたところですけど、やはり先ほどの体育の方というのは当然夏の試験では実技も受けていただいて、走って泳いで柔道したり野球したりということでその技能を確認しているところなんですけど、それを今回行うことができないということです。特支であったとしても体育の方には本来、夏の試験であれば実技を課さなければなりませんので、そこの公平性の部分でやはり断念させていただいたということです。
遠藤洋路 教育長	なるほど。そうですね。確かに体育は実技がありますもんね。分かりました。 では、まずこれでやってみるということですね。臨時採用の方は受けられないけど、来年度また臨時採用していただきながらも1回来年度の試験を受けていただくというのが本来、もとのスケジュールではあるわけですから、そういうふうなことでお願いするということですかね。
上村清敬 教職員課長	今回はこれでいかせていただきたいと思いますけど、先ほどちょっと分かりにくいとおっしゃった部分です。特支の枠の場合も何の教科に限定されるかのように見られるという部分はちょっと表記を考えたいと思います。
遠藤洋路 教育長	ごめんなさい、もう一回聞いていいですか。 そうすると、体育の先生で特別支援を受けるという人も別に特別支援の免許を持ってなくてもできるけど、体育の実技を通して正規になっている人であればいいけど、体育の実技試験を通っていない人が特別支援をこれから取るから受けたいと言っても、それは駄目ですよという、そういうことなんですね。正規教員であればどの教科の免許を持っていでもいい、特別支援のここに書いてある教科じゃなくてもいいんですよと、そうい

うことですね。分かりました。

できるだけ、対象になる人が自分が対象だということが分かりやすいようにしていただいて、一人でも多くの人に受けていただけるようにしたいと思います。

では、本件は以上といたします。

日程第6 自由討議

・テーマ「こどもの平日の休みに関する新しい制度について」

《松岡美幸 指導課長 説明》

遠藤洋路 教育長

この平日休める制度については、熊本市の市議会でも度々こうしたものをつくってはどうかという、そういう質問、意見もいただいているところでして、他県あるいは他都市の状況も見ながら議論をしていきたいというようなことでこれまでは回答していたところです。

ほかの都市あるいは自治体の状況を見ますと、基本的にはこどもが保護者と共に何か体験するというようなときに事前に届けを出して休めるという、そういう仕組みをつくっているところが多いわけですが、熊本市においてそういう他都市が導入しているものと同じようなものを導入するのがよいのか、あるいは保護者と一緒じゃなきゃいけないという条件に関しては批判もあって、なかなか一緒に保護者と出かけられないようなこどもにとって不利ではないかというようなご意見もあるわけなので、あえて保護者と一緒にどこかに出かけるとか過ごすという条件をつけるべきなのか、あるいはそこでやるものが学び体験である必要があるのか、そのほかの条件がどうなのか、というのがこの資料1の部分ですね。幾つか論点として書いてあるという、そういう状況になっています。

率直な感想とか何でも結構ですけど、ご意見ありましたらお願いします。

澤栄美 委員

今説明していただいた中で、そういう保護者と行けないこどももいるんじゃないかという意見があったということ、私はもうそれを一番に考えました。

それともう一つは、そこまでして学校に許可を得てやらなき

遠藤洋路 教育長

やいけないことなのかなというのがあります。私も長い、38年間教員だったわけですけど、以前は、自分がこどもの頃もそうだけど、病気以外で何か旅行とかで学校を休むなんてという、そういう状況だったと思うんですけど、最後は中学校だったというのもあるからちょっと状況が違うかもしれませんが、小学校に勤務していた頃だともう全然平気で、旅行に行くからお休みするというのは普通にあったんですよね。それは学校の欠席の理由としては事故欠、事故欠というのは事故に遭ったから欠席と思われがちですけど、病気以外での欠席です。それは事故欠として扱っていたし、何かそこまでして学校に許可を得てこういうことをする必要があるのかなというのが私の中の意見です。

それと、さっき一番最初に言ったように、ある私が勤務していたお金持ちが多い学校で、コミュニケーションゲームみたいなのを月に1回ずつぐらい入れていたんですよね。その中で、何とかフルーツバスケットみたいな感じで夏休み思い出フルーツバスケットみたいなのをしたわけですよ。私は大本の担当者だったので各教室を見回っていたんですけど、結局海外旅行自慢大会みたいになって、そうじゃない子どもたちが非常に悲しい思いをするような、これはよくなかったねという話になったことも思い出すんですね。

だから、やっぱりそういった全てのこどもへの配慮というところで、それはそれでつらい思いをする経験という意味も一つあるのかもしれないんですけど、わざわざそういう経験をさせる必要もないのかなというふうに、やっぱりどうしてもそういうワーケーションを取ったというのであの子はこうだったよねというのは分かっていくので、私はあまり賛成ではない仕組みだなと思います。

家族旅行だけを優遇するというのはどうなんだろうということですね。それは確かにそうだなというふうに思います。それを解決する方法として、そもそもこういう制度をつくらないという方向性も一つですし、逆に、家族旅行じゃなくても、別に自分で家で1人で過ごしますとか自習しますというのでも認めるというのも一つの方向だというふうに思います。

どちらでもいいと思うんですが、そもそも何でこれをやっぱりやるのかというところが、別に好きなときに好きなように休めばいいじゃないですかというのであれば、それはそれでそう

いうふうに教育委員会としても決めて周知して、学校は好きなときに好きなように休んでいいですよということを言うのか、あるいはそうじゃなくて、やっぱり欠席扱いにしない自主学習みたいな日をつくって、その日はちゃんと学校に来なくても勉強しているんだったら欠席扱いにはしませんよというふうにするのかという、そういう選択だと思うんですね。

最初におっしゃったように、いや別にそんな実際みんな好きなときに休んで旅行へ行っているんだから好きなときに休めばいいじゃないかということであれば、もうそういうふうに、熊本市の学校はそういうものだということをちゃんとやってあげないと、やっぱり休んじゃいけないと、あるいは何か休んだら内申に響くとか、そういう誤解をしている方もいらっしゃると思うので。やっぱり休みにくいと思っている人がいるからこういうものをつくってくれという声が出てくるんでしょうから、みんながみんな好きなように家族旅行で休めるんだとは思っていないのが現状だと思うんですね。やっぱり何らか休める仕組みが欲しいなと思っている人は、これはこれでいるんだろうというふうに思うので、どういうふうな方向性がいいのかということだと思いますよね。

みんな好きなように休んでいるんだから好きなように休んでくださいねと、それも何か全く歯止めがないというか基準がないのも、そこもそれでいいのかなというところは気にはなりますけどね。じゃ3日ならいいですよとかいう、5日ならいいですよというもののなのかと言われると、そこも分かりませんので、まさにその辺を聞きたいんですけど。

大人の場合は年間20日まで年休を取れますよみたいなことですし、だから好きなときに好きなように休んでいいですよとはなっていないわけですよね。休みのときはちゃんと休みで、ただ、別に家族旅行じゃなくても休めるわけですね、当たり前だけど。理由を言う必要もないわけなんで、それと比較したときに、こどもの学校というのは別に給料をもらっているわけじゃないんだから好きなときに好きなだけ休めばいいよという考え方もあるかもしれませんが、一方、何らかそうやってちゃんと休みますよという何か手続を取って休むというのも、なんででしょうね、休み方改革みたいな何かという、ほかの自治体で言っているところもありますけど、大人になってからもちゃんと休める練習をするという意味では、もしかしたらそういう制度があってもいいのかもしれませんが。今日は家でゆっくりし

	たいので休みますと言えば休めるというふうになっているのかもしれないのかもしれませんが。 その辺、どんなものなのかなと。ここにメリットとデメリットそれぞれ書いてあるのは、まさにそういったところだと思うんですね。 みんながみんな同じように、いや別に家族旅行だろうが何だろうが、疲れて休みたいだろうが何だろうが好きなように休んだらいいんじゃないですかと皆さん思っているんだったら、別にこういう制度は要らないと思います。けど現状そうじゃない前提でどういうふうにするのがみんな休みやすいのかなという、何かそんな話なんじゃないかなと思いますけど。
澤栄美 委員	ラーケーションという前提でなければ、またほかの方法も考えられるのかなというふうに思いましたね。
遠藤洋路 教育長	と はラーケーションにするかどうかですね。 はラーケーションという前提じゃなくて、「休み」という日をつくるかということですね。
澤栄美 委員	そうですね。
遠藤洋路 教育長	番は手続的な話でしょうから、事前に休みますよとは言うんでしょうね、一応ね。ただ、何して過ごしますかみたいなこと言うのかと言われたら、それはそれが必要なのかどうかというところはあるんでしょう。だから、目的を決めればそうでしょう。家族旅行に行きますというときに休んでいいですよとするなら、目的を書いてもらうんでしょうけど、別に目的を問わないで休むなら別に目的は書く必要はないけど、事前に何月何日休みますと、それは言っというてもらったほうがいいでしょうね、学校運営上は。というふうには思います。
西山忠男 委員	利用する、利用しないは個人の自由ですから、こういう制度があってもいいんじゃないかなとは思いますが、例えば、 の学びや体験を行うという例でいうと、音楽を勉強している中学生がベルリン・フィルが東京に来てコンサートをするのでぜひ見に行きたいけど、平日だから普通だったら行けない。でもめったにある機会じゃないからぜひ行きたいというような、そういう利用の仕方は非常に有意義だから、私はこういう制度を利用

遠藤洋路 教育長

して行ってもらったらいんじゃないかなと思います。

ただ、私個人が利用したかという、そんなお金はなかったし、学校を休むと勉強が遅れるから、後を心配して私自身は利用しなかっただろうと、そういう制度があっても。とは思いますが、だから、利用したい人が利用できるという条件を整えるという意味ではいいんじゃないかなと思いますけど。

確かに、こんな制度を使わなくても休みたいときに休めばいいという考え方なら、別にこういう制度があっても使わなくてもいいといえばそうかもしれませんけどね。3日までと言われても、いや別にうちは1週間家族旅行に行きますという人は1週間、この制度とは別に行けばいいということなのかもしれないですし、ただ、使いたいという人は使ってもいいですよという、そういう考え方も確かにあるのかもしれませんが。

村田槇 委員

今、教育長のお話を聞いている限りでは、この制度があったほうがいいのかという感じなんですか。

遠藤洋路 教育長

この制度をつくってほしいという声があるので、それについてどう思いますかということですね。だから皆さんの意見を聞きたいということなんですけど、なぜつくってほしいかという趣旨というか、やっぱりそれをお話ししないと、まず何でこれをやらなきゃいけないのという話なんでしょうから、つくってほしいという人の意見を聞いた上で、要るのか要らないのか、どうするのかということ聞いてみようということですね。

だから、皆さんに意見を聞いて、まあ要らないんじゃないのという声が多ければそういう前提で、ただ今後、先ほどありましたように、子どもたちとか保護者とか教職員とか、そういう方の意見を聞いてどうしますかということで、改めて案をつくってお示しするということになるというふうに思っています。

ただ、今日は自由討議なので、もう完全に自由です。やってもいいしやらなくてもいいという前提で、皆さんどう思いますかという、そういう会議です。

村田槇 委員

ありがとうございます。

自由に言っていていいということなので言わせていただくと、どちらかというよりというよりは、大分大いに私は反対のほうの立場の考えです。

遠藤洋路 教育長

もう既に自分が今子育てしていて、自分のこどもたちと同じくらいの学年のこどもたちとか、本当にもう休みたかったら自由に休んでいる子が多いんですよね。それをあえて制度化するということの意義がいまだ自分の中ではちょっとはっきり見えてこないというのが正直なところで、休日を取るのに許可を与える必要があるのかとか、そもそも制度化をしないと安心して休みが取れないとなったら、もう今その状況のほうがどうなのという気もするんですよね。

なので、私はそもそもラーケーションというのが話題になったときから何でと思っていた人間なので、そこは制度化をあえてする必要性というのはちょっと疑問があります。

というのと、参考の資料のところにあるんですけど、取得の届出ですね。それが例えば家族での旅行だった場合とかに、直前に休みが急に取れて、行きたいという家庭もあるんですよね。事前に、大分前からお休みが大人がこの日取れると分かっている職種ばかりじゃないと思うんです。特にうちもそうなんですけど、本当に直前になって急遽、このときだったらみんなで行けるねとか、そういうことがあると、1週間前までの申請とかそういうふうになっているとその種類の届出もできないので、そういうのはちょっとイレギュラーな対応をさせていただくことにはなると思うんですけど、その届出をしないといけなとかそういうのを考えたときに、やっぱり大人の年休とかそういうのとは違うので、あえて許可をもらって申請してという必要はあるのかなというのがちょっと引っかかっているところです。

分かりました。

制度化しなくても休めるんだからいいということであれば、やっぱりそれをどうやって皆さんに同じように、そう思っていない人もいるのが現実だと思うので、いや今はもう休んだ者勝ちみたいなことに、休んじゃいけないと思っている人は勝手に思っているという、いや、でもそれはあなたが勝手に思っているだけで、別に休んでいいですよということなのかもしれないけど、じゃどうやってみんなに同じように、別に申請なんか要らなくて休んでいいですよという意識になってもらうかという方法はやっぱり考えなきゃいけないと思うんですよね。

申請せずに、別に休んで構わないんだから休んでくださいということとは何か、なんでしょうね、どういう方法があるかって、

それも、これをやらないということで、その前提としては別に休めるんだからいいんじゃないかという、申請なしで休めるんだから、もともと、いいんじゃないかということだったら、それをみんなに知ってもらおうという方法はやっぱり必要なというふうに思いますよね。

だから、多分休みに対する意識がすごく今ばらばらなわけですよ。いや平日しか休みがないから家族で旅行に行けないんじゃないかという人たちが現にいて、そういう人たちが休みの制度をつくってほしいということで、ほかの自治体で休みの制度ができていて、いやそんな制度要りませんと、そもそも平日でもこどもは申請なしで休んで家族旅行に行ってくださいということだったら、やっぱりそれはそういうふうにアナウンスを何らかする必要があるんだろうというふうに思うんですよ。最終的に別にどちらでもいいんですけど、この制度化してもしなくてもいいんですけど、多分、村田委員がおっしゃっているのは、休むなということを行っているわけじゃないですよ。むしろ、別に申請が要らないだろうと、休めるんだからということをおっしゃっているわけですね。であれば、皆さんがそういうふうに思ってもらおうという方策はやっぱり要るでしょう。そうじゃないと思っちゃっている人たちもいるから。休んじったら何か不利になるんじゃないかとか、入試で不利になるんじゃないかというふうに思っている人は具体的に言うと多分いっぱいいると思うんですよ。そうじゃないんですよということですよ。その辺の方策は、今後これと併せて考えていく必要があるのかなというふうに思うんです。

小屋松徹彦 委員

私は、この提案が出たときに土日休めていない商売をしている方、こういった方がこどもたちと一緒に過ごす時間というのはこれで確保できるんじゃないかなというふうに一番最初に思いましたね。なので私はどちらかというと賛成で、こどもにとっては今、教育長もおっしゃいましたように、親が例えば土日仕事しているからなかなか休めない、じゃここで休んでいこうというときに、こどもにそれを持ちかけたときに、真面目なこどもは学校を休むのはどうかなという気持ちになるのは自然なことだろうと思うし、さらに子供の背中を押してやるという意味では、こういう制度があったほうがいいのかというふうに思うので、こどもたちにとっても休むのに少し抵抗感というのは薄れるかなというふうに思うので、私は、これはむしろあった

	ほうがいいかなというふうに思っています。 あと、事前申請を直前とか1週間とか、そこら辺はちょっとまだ検討の余地があるかと思いますけど、基本的にはラーケーションというのはあっていいと。日にちも5日ぐらいでいいんじゃないかなというふうに思っています。無差別に認めてしまって歯止めがきかないというのも困りますし、それから村田委員がおっしゃったように、本当はもう家族単位で信念を持って休んで行くよということでまとまればいいんでしょうけど、それはなかなか、全体的にそういう意識になるというのはちょっと時間かかるのかなという気がしますので、私はそういうやり方ではなくて、むしろラーケーションみたいなやり方でいいかなというふうに思いました。 それと、幾つかの実践されているところがありましたけど、私は愛知のやり方が一番いいかなというふうに思いました。 それと、熊本県の場合、逆に県立中学校、高校、特支ということで、小学校が抜けているんですね。県はどういったことで小学校を外したんだろうかなというのがちょっと疑問だったので、もしその辺の情報があれば教えてください。
松岡美幸 指導課長	まず、愛知県ですけど、この資料を作った後の段階で特別支援学校と義務教育学校が追加されているということが分かりましたので、すみません、そこは資料のミスでございます。 それと、熊本県につきましては今、県立学校で厳密に言うとは試行段階なんですよ。今、県立のほうでやっているという状況でございます。小学校は県立はないので、その対象が外れているということです。
小屋松徹彦 委員	分かりました。
遠藤洋路 教育長	小屋松委員は、愛知県がいいなと思うのは、何かほかと比べてどの辺がいいなって思われたんですか。
小屋松徹彦 委員	まずは、やっぱりこの定義ですね。「こどもが保護者とともに、平日に、校外で、体験や探究の学び・活動を、自ら考え、企画し、実行することができる日」というのが一番いいかなと、定義がですね。というのがありました。 この学びも、考えるっていろいろ幅広く考えられるわけで、というのもありましてこれがいいかなと思いました。

遠藤洋路 教育長	愛知県が一番オリジナルですよ、たしかね。
小屋松徹彦 委員	最初にやったんですね。
遠藤洋路 教育長	ええ。やはり平日休めない人たち、大人がいるので、平日にこういうものをつくってほしいという声が一番最初に上がってつくったのが愛知県だというふうに思っています。
苫野一徳 委員	論点が違うかなと思うので、できるだけ整理して議論できたらと思うんですけど、まず一つ、前提として、今でも好きなときに休んできて構わないという場合も無制限には休めないですよ。
遠藤洋路 教育長	良いか悪いかといえどどうか分かりませんが、現実には完全に学校に来ないで長期欠席のこどももいますけどね。
苫野一徳 委員	親の教育を受けさせる義務という観点からいって、親の都合で平日しか休めないのを取りあえず週に4回ぐらいはこどもを旅行に連れていきますみたいな、そういうことはやっぱりそれはNGですよ。その辺の境界線というか、それがどこにあるのかというのをちょっと知りたいなと思ったのが一つ。 私も、さっき村田委員のお話を伺って思ったんですけど、私自身はどうかというと、やっぱり私もこどもと遠く離れているので、やっぱり休みがなかなかかぶらない。そういうときには学校を休んででも一緒にいたいなと思うことがあるんですけど、すごく心理的ハードルが高いんですよ。やっぱりなかなかそれはできないよなと思うんですよ。そう考えると、学校はそうやすやすと休める場所じゃないと思っている人がすごく多いんじゃないかな。だとすると、3日ぐらいだったら連休みたいな形でそういうこともあってもいいんですよというのは、一つ後押しになるかなとは思いました。 ただ、その場合、私自身は理由不問で事前申請なしがよいんじゃないかなと思いました。先ほど小屋松委員が言われた、これは保護者というのはいいい考えだとおっしゃったんですけど、澤委員がおっしゃったとおり、保護者とどうこうできないという場合もあるだろうと思うし、そういう意味では理由不問で、3日ぐらいであれば遠慮なく休んでもいいよというような

	形だと、あまり心理的ハードルはないのかなというふうに思いました。 取りあえずお聞きしたいのは、もしご存じの方がいればなんですけど、無制限には休ませられないですよという現状においても、そこはどう考えたらいいのかなとことです。
遠藤洋路 教育長	法令的には、7日間正当な理由がなく学校に行かせなければ、就学という督促の対象になるというふうに決まっているように思いますので、まあそのぐらい。ただ、現実問題、じゃ7日間休んだからといって就学義務違反だということで教育委員会から督促することは、今はほとんど行われていないというふうに思います。
苦野一徳 委員	ありがとうございます。なるほど。 ということは、でも一応法令的に、7日というのは連続ではなくて年間で7日ということですか。
遠藤洋路 教育長	恐らく連続じゃないかと思います。ちょっと学校教育法施行規則とかを見れば書いてあると思うんですけど、今ちょっと手元にありませんので。
苦野一徳 委員	なるほど。それは、でも7日ということがあるとすると、やっぱりそんなに簡単にしょっちゅう休ませていいという感じじゃないですよ。
遠藤洋路 教育長	ではないですね。
苦野一徳 委員	となると、堂々と休んでいいよというのがあるというのはあっていいのかなという気がいたしました。
遠藤洋路 教育長	7日というのはやはりこどもの教育を受ける権利を侵害しないという意味なので、こどもの意思に反して親が学校に行かせないという場合には就学義務違反になり得ると思います。ただ、こどもが自分の意思で行きたくないとか行きたくても行けないという場合は、7日以上休んでもそれは就学義務違反にはなりません。長期欠席、不登校という扱いにはなりますけど、それは法令違反ではないという、そういうことだと思いますので、家族旅行に行く場合も、こどもは行きたくない、学校へ行きた

澤栄美 委員

いと言っているのに無理やり海外旅行に連れていったら、それは就学義務違反になりかねない。期間によりますけどね。そこはもしかしたら、いや好きなように休んでいいですよという中にも、休み方によっては、よい許される休みと今の制度で許されない休みがあるのかもしれませんが。

そもそも、まだ皆勤賞があると思っている人とかもいるんですよね。

遠藤洋路 教育長

何がと言いましたか。

澤栄美 委員

皆勤賞があると思って、熱があっても取りあえず学校に来て、それで出席にして帰るみたいな子もいるんですよ。だから、そういう昔の流れがまだあって、学校は休んじゃいけないものだと、休まないほうが心身ともに健康なんだみたいな、そういう考えがずっと残っているのかなと思ったときに、やっぱり学校の欠席ってこういうものですよというのをどんなかの形で知らせる必要もあるのかなと。

私は、これに何か違和感を感じるのは、ワーケーションという形をきっちりつくって、それで安心してくださいねというのが何か全体には合っていないような感じがするなというのを思うんですよね。アンケートの結果だったかに、やっぱり勉強が遅れるかもしれないから取れないみたいなこどもの声があったと思うんですけど、そこら辺の何か自己責任を伴うものだとかそういうさっきの法的な部分もあるものだというところも、どこかでやっぱり知らせていく必要もあるのかなと。だから、例えば事故欠という言葉は学校内の言葉で、案外知りませんよねとさっき言ったんですけど、欠席にはこういうものがありますよとか、例えば熊本市では言えないとすれば、何か他都市でこういうものもありますけど、そんな休み方もできますねぐらいの何かそんな感じでもいいのかなというふうに。どうも家族と一緒に学びの場をつくってどうのこうのとかがちり決めて、それを学校が許可するということに学校に縛られている感じがして、何かそこに違和感がやっぱりあるということです。

村田槇 委員

今、澤委員の話をお聞きしながら、すごく自分の中で頭の整理が自分自身もできてきたところなんですけど、何がやっぱり引っかかるかという、この定義の部分なんです。がっちり

遠藤洋路 教育長

定義として「自ら考え、企画し、実行することができる日」とか「校外で体験的な活動をする日」とかいうふうにながちがちに定義として固めてほしくないんです。

先ほど苦野委員もおっしゃっていましたが、私も、もしお休みを取りやすくしてくれるためにあったほうがいいというのであれば、もう理由はもちろん不問で、申請はもちろん普通に学校を休むときでも欠席の登録はするわけで。そういう欠席の登録だけで、申請というのはあえてせずに、そして定義というのをながちがちに決めずにしていただくのであれば、自分の中のちょっと反発した気持ちというのが、納得がいき始めたかなという感じはしています。

旅行とかではなく、もちろん子ども自身がどうしても一生懸命頑張りが過ぎて、ちょっと気持ちが張り詰めて、何か1日ガス抜きしたいとか、ちょっと1日学校へ行かずに家で頭を空っぽにしたいとか、そういうときにも申請ができるような日なのであれば、それはとても有意義な休暇の取り方だと思うので、家族で過ごすとか子どもが学びを考えて企画とか、そういうながちがちに定義を定めずに、本当の意味で安心して休めるような制度になるのであれば、いいのかなというふうに思いました。

申請という言い方がいいのかは分かりませんが、学校を運営する側とすれば、やはり子どもが休んでいるのに何で休んでいるのか分からないという状態は困るので、何で休んでいるのかというのは言ってほしいですね。風邪で休んでいるのか、この何とかな日で休んでいるのか、それは何らかないと、誰々さん来てないよと言って、何々と毎回騒ぐことになっちゃいますので。簡単な届出でもいいかもしれません。

村田槇 委員

そもそも今、欠席の届けを出すときにその他というのがあって、明らかに今日ちょっと休ませたほうがいいなと思うような日があったりとかしたときに、例えばせきとか熱とか鼻水とか頭痛とか、そういう症状がなくて風邪の症状でも書くところがないところに、その他のところで休養と書いて休みの届けを出したりする日があるんですけど、そういう形で、全く何の理由もなく欠席しますではもちろんただただ心配をかけるだけだと思うので、その形で書いて出ささせていただいているのであれば、もうそれで十分なんじゃないかなというふうに思います。

遠藤洋路 教育長

その場合には、一つ議論しておかなきゃいけないのは、出欠の扱いというのが、何でこの制度をつくっているのかというと、欠席にならないということなんですよね。出席停止・忌引等というか、出席しなくていい日にカウントされるわけですね。出席にもならないけど、欠席にもならないという、いわゆる今までで言えばコロナの感染が不安で休みますみたいな日と同じ扱いになったり、忌引で休みますというのと同じ扱いになったりするわけなんで、欠席というのは嫌だというさっき澤委員がそんな皆勤賞なんかもうないんだということと言っても、欠席になるか欠席にならないのかという違いが一つあるわけですね。

欠席にならないのであれば休みたいという、さっき苦野委員の心理的なハードルでは、そこにハードルがある人もいるんじゃないかなというふうには思います。その場合、じゃ何日までなら欠席にならずに休めますよという制度があるというのも一つ存在意義としてはあるかもしれない、ということですね。それか、もうそもそもみんな欠席でいいんだと、欠席に対する心理的ハードルを下げようという方向性も、それはそれでいいと思います。別に給料をもらっているわけじゃないんでね。欠席したからって何か不利になりませんよということを明示すれば、こどもの意思に反しない限り欠席しても不利になりませんというふうに言うのであれば、それはそれでそういう方向性もあるのかもしれない。

だから、考え方はいろいろあるのと、やっぱり現状を皆さんがどう思っているのか、現に皆さんがいろんな感覚でいる、欠席に対する感覚が様々ある中でどういうふうにすれば一番休みが取りやすいのかなという、そこの何か原則論と現実論というのかな、そこの違いがやっぱりずれが少しあるんでしょうね、このテーマはね。だから違和感がやっぱりある。皆さん違和感があるんですよ。

苦野一徳 委員

すみません。ちょっと現実、今欠席日数が多いと内申に影響するんですかね。どれくらい影響したりするんでしょうか。

松岡美幸 指導課長

欠席日数、出席日数とかを書くんですけど、それは大きな影響はないというふうに聞いております。

遠藤洋路 教育長

高校入試の場合、県立高校・市立高校の場合は欠席日数は影響しません。採点基準が公開されています。その基準となるい

澤栄美 委員

わゆる調査書の点数というのが成績ですから、欠席が続いたことによって成績が悪くなれば影響しますが、休んだ日数が多いかどうかということは関係ないです。

ただ、分かりませんよ、私立とか推薦とか何か県立の入試以外の入試で一切関係ないのかと言われると、ちょっとそこまでは分かりません。ただ、一般の県立高校とか公立高校を受ける分には、関係するのは評定です。欠席日数じゃなくて。

今、思い浮かべていたのが、欠席について分かっていないという前提があるとすれば、学校を休むのにはこういうのがありますよという中で、例えば病欠、それから事故欠みたいなのと、それと忌引とか出席停止とかありますよね。その中に入れ込んでしまうということは可能かなと思ったんですよ。例えば、欠席にならない日というものの中には忌引とかそういうのがありますよね。その中に、家族と旅行でこれは「(3日以内)」とか、そういうのだったらいいのかなと。枠をつくって、学校に許可を得て何日間でどうのこうのという何かキャンペーンみたいなのをすることにもものすごく違和感があって、ワーケーション的なことを認めるとするならば、欠席にならない日ということでそういった家族と一緒に旅行に行ったりとか勉強したりする日として3日は認められていますとか、そういう通知を出すぐらいでもいいのかなというふうに今話を聞いていてちょっと自分の中では思いました。

遠藤洋路 教育長

忌引も日数は決まっていますよね、上限がね。

澤栄美 委員

人によってね。

遠藤洋路 教育長

そうですね。だから、両親が亡くなったときと親戚のおばちゃんやが亡くなったときでは日数が違うので。

澤栄美 委員

7日とか3日とか。

遠藤洋路 教育長

はい。ですから、そこは確かに日数上限を決めて出席停止・忌引等の中に入れるという方法もあるかもしれませんね。

小屋松徹彦 委員

まず、一番最初に言ったように、親の側から見たときに土日に休みが取れない人にとっては、これがあったらいいよねとい

西山忠男 委員

うことから出発しました。こどもの立場に立ったときに考えると、欠席にならない休みが取れるというのは後押しになるかなというのがあと思うんですね。いわゆる企業でいうとワーケーションですよ。仕事の場所を変えて、リフレッシュのために。でも仕事の中なんですよ。休みっぽいけど仕事をしている、その学校側からワーケーションということなんで、やっぱりどうしても学校の枠というのが当然あっての休みという、それはどこかでつくっておかないかなだろうなと思うんですね。

だから、この定義が必ずしもこれが私もいいとは思っていません。でも何らかの形で定義づけないと休みがやっぱり根拠づけられないという部分では、定義を少し変えてでもまずつくるとい、そうした結果、できたら私は3日ぐらいが適当だと思いますね。これを熊本だとくまなびの日とつけているわけですよ。そのくまなびの日というのをさっき澤さんがおっしゃったように休みの中に入れ込むというか、最終的にはそういう形でしょうけど。家庭で行くならば、そういう理屈をつけないと、3日の休みというのが簡単に休んでいいよと、これをアナウンスしてしまうとちょっと乱暴過ぎて、みんながまだ休めるのかみたいな、そうなってしまっても困るということで定義も必要だろうなと思うんだけど、この定義がこれでいいかとなると、ちょっと抵抗がありますね。

でも、何らかの形で定義づけないといけないということは必要かなと思います。

私も小屋松委員と同意見なんですけど、先ほど申し上げましたように、要件1や要件2のような何らかの有意義な活動をするために学校を休めるという制度はあってもいいんじゃないかなと思います。こどもたちが学校を休んだことで後ろめたさを感じないで、自分は有益な活動をしたので、ベルリン・フィルを見たんだとか、何かそういう気持ちになってくれるとプラスだと思うんですね。めったに親と触れ合えないのに3日間親と一緒にいられて楽しかったとか、そういうやっぱりプラスの効果を与えてくれるような休みであってほしいと思うんですね。

理由不問で休めるんだったら不登校と変わらないんじゃないかと思うんです。そういう意味で、後ろにあるバースデー休暇も私は反対で、誕生日を祝ってもらえないこどもはたくさんい

遠藤洋路 教育長	るわけだから、こんなものつくったらかえって差別になっちゃうので、やっぱり有意義な活動のためのラーケーションという意味であれば設定してもいいんじゃないかなと思います。 ラーケーションというと、ワーケーションからつくった言葉なんだろうが、やっぱりバケーションですね。どこか行くとかそれが前提になっているわけですけど、それができないこどももいるのにどうするんだという、やっぱりそこが一番問題なわけですね。家族旅行に行くということは有意義ですけど、親がいないこどもはどうするのという、やっぱりその差別感ですね。それが何らか解消してあげないと。必ずしもだから家族旅行だけが有意義な活動じゃないわけで、こどもが1人で何か自主学习しますと、家で何かやりますということでも、もしかしたら自由研究しますでもいいのかもしれないですし。何らかプラスのものを求めるのであっても、やはり家族で過ごすということを限定するというのは、なかなかそうできないこどもにとってはつらいのかなというところがありますけどね。
西山忠男 委員	私は、ラーケーションで家族と旅行に行く人がいたり、ベルリン・フィルを聞きに1人で行ったりしてもいいと思うんです。行けない人のほうが多いと思います。実際に利用しているのは30%ぐらいですね。行けない人が歯を食いしばって頑張って勉強して自分が偉くなってやるという、そういう根性です。私はそういうふうにして考えました。
遠藤洋路 教育長	行けない人は学校来いって。
西山忠男 委員	そう。私はそういうふうに考えます。
小屋松徹彦 委員	私、実は9年間無欠席なんですね。これは、やっぱり自分の中で何か自信なんですよ、俺は1回も休まんかったというのはね。それはそれで評価されていいと思うし、そういう生徒もいるかもしれない。そのときに、これがあったら休める、でも無欠席は通せるという、そういうこともあっていいんじゃないかなと思うんですけどね。
遠藤洋路 教育長	皆様のご意見を聞いてわかるように、もうこれは気持ちの問題ですね。気持ちを制度化するという我々は今難題に挑ん

澤栄美 委員

でいるわけですよ。だから、どうしたものですかね。

以前、何か父の日とか母の日の取組を学校でやるのをやめようという議論が結構あって、だけど、じゃほかの人たちはどうするのと、お父さんやお母さんにやっぱり感謝したりとか愛情を感じたりしなくてもいいのというので、やり方を考えようというふうになったわけですね。2分の1成人式なんかもその一つですけど、だから、やっぱり悲しい思いをする子がいない状態で何かできることというふうに考えていくと、できるだけですね。西山委員が言われるように、世の中に出たら理不尽なことがあるから歯を食いしばってというのを多分、例えば部活動でも一緒だと思うんですよね。歯を食いしばって、あれがよかったみたいな人もいたりするんだけど、でもできるだけやっぱり悲しい思いをすることもをつくるような仕組みはやめたほうがいいかなと思ったときに、繰り返しになりますけど、学校を休むというのにはこういうパターンがありますよということをまず知らせて、そしてその中に、名前が何になるか分かりませんが、家族と旅行に行ったりとか自分で勉強すると決めた日を3日間ならば欠席という扱いじゃなくて取れるというようなのが明示されると、欠席に対するいろんな人の思いが一つはつきりと分かるように、共通理解できるようになるかなというところがまずは大事かなと思います。

小屋松委員が9年間欠席なしで行かれたことは心身ともに健康であられたんだなと思います。

苦野一徳 委員

ただただ澤委員のご意見に私も賛成という意見です。

確かに今までの議論を総括すると、それが一番納得感があるなというふうに思いました。

遠藤洋路 教育長

どの辺がですか。

苦野一徳 委員

制度にしてみると何か欠席後押し感というのもないわけではない。でも、そもそもこういう形で欠席ってできるんですよといういろんなパターンの中の一つに落とし込んでみると、別にその後押しをしているわけじゃなくて、当然そういうものですよという感じで、ラーケーションキャンペーンとかにならずに制度化されていくという、自然な感じがするかなと思いました。

遠藤洋路 教育長	なるほど。じゃ忌引とかと並びで何らか理由を、自由研究でもいいけど、何か、今日は学校じゃなくて別のところにいたいということです、そこで何か勉強したいです、有意義なことをして過ごします、という日を、出席停止・忌引等の理由の中に一つ加えるということですかね。
苫野一徳 委員	その項目は、何か括弧してそういうこともあったり、でも理由不問でもいいですよみたいな、そういう感じの括弧書きがいいんじゃないかなという気がしました。
遠藤洋路 教育長	それは理由不問ということですよ。
苫野一徳 委員	例えばこういうことでもありますよ、基本、理由不問なんですけど、ありがたかったですね。
遠藤洋路 教育長	そうですね。だから、休みなんだということ言えば、別にわざわざ何か有意義な活動をしなくても、疲れたから休みますもありなのかもしれないけど、それと風邪で休みますと、じゃ何が違うんですかと言われると、その違いも分かりませんが、何らか前向きな理由が欠席にしないなら要るんじゃないかというのも一理あるなというふうには思う。一方で、ここにあるようにやっぱり休息とか余暇とか、休みというものの自体を正面から認めて、何日までなら休んでいいですよとするのも、それはそれで、また別の意義としてはあるのかなというふうには思いますよね。
苫野一徳 委員	よく、休むことも仕事だとか言うじゃないですか。そういう発想から考えて、何か日本人のマインドとしてやっぱり休んじや駄目だからとにかくがむしゃらに働かなきゃいけないんだみたいなマインドってあると思うんですけど、休まない、大谷みたいに寝まかないといけないときというのはあると思うんですよ。そういう意味では、ちょっと新しい考え方が日本社会に入る一つのきっかけになるかもしれませんよね。つまり、休むということ自体が学ぶことに必要なものなんだという、そういうものを入れていくというのはありのかなと思いました。

西山忠男 委員

反対です。今の子どもたち、休みたくさんありますよ。それで、休みの日に何してるのと聞くと、大学生ですよ。ゲームしてますと、ほとんどこれですよ。ゲーム、アニメ、もうこれしか、おまえら勉強しないのかと言いたくなるぐらい、もうそんなことしかしてないですよ。大体週休2日でしょう。夏休みもあるし冬休みもあるわけですよ。休みは十分あると思いますよ、私は。だから反対です。

村田槇 委員

それが、ものすごい量の課題が出るんですよ。土日の2日間では体の休息が取れないぐらい課題に追われています。以前、高校生の生徒さんたちとお話をする場があったときも、課題とかやらないといけないことが多過ぎて自分の時間が取れないというふうに言っていたお子さんがすぐ隣でお話しされていて、実際、本当にそうだなと今実感しています。

もちろん、学校から出された課題ですので、手を抜きなさいとかほどほどにきなさいとかもちろん言っちゃいけないんですけど、思わず、もうやめたらと言いたくなるくらい、やっぱり真面目にちゃんと全部終わらせないと、と思えば思う子であるほど、とても苦しい思いをしているんですよ。夏休みも本当にずっと課題をやっていました。

なかなか時間のメリハリとかをどういうふうにつくるかというの、また自分が社会人になっていく上での自分の時間の使い方の勉強になるのかもしれないですけど。ただ、思っている以上に子どもたちが忙しいというのは、今自分がそばで見ているとちょっと感じてはいるところです。

ただ、私も先ほどのお話からの流れですけど、西山委員と同じで、パースデー休暇だけはもう断固反対で、そういうのは絶対にやめたほうがいいというふうに思っています。

結局のところ理由不問になるんじゃないかというみたいな話になりましたけど、やっぱり申請というか、ふだんの欠席の届けの中での選択肢の在り方という形で考えていくというのと、まずは学校が絶対行かなきゃいけない場所じゃないんだよというのは、いや、ないんだよと言うと何か語弊ですけど、そういう自分のため、こどものためになる休みなんであれば取ってもいいんじゃないかというふうに、まず家庭とかに、子どもたち自身もですけど、思ってもらえるような話を一生懸命伝えていくことが大事なんだなというふうに、今いろんな方のお話を聞きながら思いました。

	例えばですけど、今さっき自由研究というのが一言出ておられて、うちは毎年息子とチョウを育てているんですけど、モンシロチョウとかナミアゲハとかいっぱいいるようなチョウの羽化はもう本当、何十匹、何百匹とこの何年かで見えてきたんですが、たまにすごく珍しいチョウを育てるときがあって、今日もう羽化すると分かるんですよ、サナギの色とか形の変化とかです。どうしても本当は見たいですよ。学校に行かずに今日はこのチョウの羽化を見たい、けど学校に行かなきゃいけないというので、一生懸命私、ビデオとかでスタンバって羽化を撮っているんですけど、そういう羽化をする瞬間を見るというのもまた、小学校3年生でチョウの勉強がありましたけど、それもまた大事な学びの一環だし、そういうものの休みも取れたらこどものためにはいいんじゃないかなというふうにちょっと自分の体験を考えたところでした。
西山忠男 委員	いや、そんなに課題がたくさん出ているとは思っていませんでした。みんな塾に行っているじゃないですか、夜中にね。土日も行っている。あれだけ塾に行っているんだから課題は出ていないんだろうと思っていたんですけど、どうなんですか、実態は。
遠藤洋路 教育長	学校にもよるのかもしれませんが、西山委員が見ている大学生と、小中学生、高校生が違うかもしれませんね。 だから、今日皆さんのご意見を聞いて、やっぱり好きなように休んで家族旅行に行く人から皆勤賞の人までいるし、ゲームばかりやっている人から課題に追われている人もいるし、やっぱりいろんな幅が非常にあって、自分の周りで見ている人たちだけが全体じゃないということはよく分かりましたよね。
小屋松徹彦 委員	大人社会では有給休暇ってありますよね。そのこども版と考えるといいんじゃないかなと。で3日ぐらいはそういう有給休暇に相当するこどもが休める日というのが私はあってもいいかなと思います。
澤栄美 委員	今、欠席はタブレットでですかね。お知らせですか。
松岡美幸 指導課長	全ての状況はちょっと分かりませんが、多分電話だったりタブレット、スマホを通してというような形ではないかと思います。

澤栄美 委員	さっき村田委員がその他に丸をつけてとか言われていたでしょう。その中に、年に3日なら3日の何か、ネーミングがちょっと難しいと思うんですけど、自由に遊べる日というなのを入れて、1回取ったらそこはもう取れないみたいな感じにするとか、何かしたらいいのかなと今思いました。
遠藤洋路 教育長	村田委員がおっしゃったのは、欠席の理由の中にその他というのがあるという話ですかね。
村田慎 委員	そうです。欠席とか遅刻の届出を保護者がするときの理由のところが、主にやっぱりけがとか病気がほとんどなんですけど、その他とか自由に、そこに該当しないもので自分たちで書く欄というのがあって、そこに書いたりとかという形で欠席とか遅刻の届けは今出していると。
遠藤洋路 教育長	そうすると、出席停止・忌引等の理由の中に「その他」というのをつくって、「(3日まで)」とすればいい。
澤栄美 委員	もう項目としてそこにあればですね。
遠藤洋路 教育長	そうすれば確かに何でも理由はよくて、欠席にならずに休めるということですね。ただ、西山委員はそんなのじゃ有意義な活動とは言えないだろうという反対があるのかもしれない。
小屋松徹彦 委員	「ざまやすみ」とかね。「くまなびの日」とかね。
遠藤洋路 教育長	名前は別に「その他」なら一番目立たなくていいですけど。そんなにアピールしたいというよりは、休みやすくなるということが今は目的なんでしょうから。
苫野一徳 委員	日本のこどもたちは割と忙しいということも関係するんですけど、それは理由はゲームとかの場合もあると思うんですけど、睡眠時間が日本のこどもたち、世界的に圧倒的に短いという、日本人全体を見て国際的にもとんでもなく短いというのが言われていますわね。それは本当に私、去年ぐらいも言ったような気がするんですけど、ものすごく心配してまして、後々の健康にものすごく大きなウエートを与えると思うんですよ。

	ね。 これも以前ちょっとここで議論されたことがあって、現実には難しいよねという話はあったんですけど、アメリカなんかだともう特に思春期は体内時計がぐっとずれ込んで夜型になるらしいんですよ。夜型が基本になるので、早寝早起きがすごく苦手になるらしいんですね、思春期って。そこを無理やり朝早くに起きて学校へ行くので頭がもうろうとした状態でずっと授業を受けているので、始業時間を1時間とか1時間半とかずらすだけで成績がかなり上がるみたいな、そういうことも結構アメリカではやられているみたいなんですけど、そういうことを考えると、こどもたち、とにかく睡眠時間が足りないと思うんですよ。五、六時間の中学生とかざらにいますよね。 こういうことを考えると、始業時間を遅らせるのが難しかったとしても、そういう休めるときがあって、何か寝だめも本当は生理学的にはよくないらしいんですけど、でもやっぱりゆっくり休息できる時間というのをちょっと確保してあげたいなというのはすごく切実に思っています。
遠藤洋路 教育長	なるほど。つまり睡眠とか休養も家族旅行とかベルリン・フィルと同じぐらい有意義だというふうに位置づけるということですかね。それもあるかもしれませんね。
苫野一徳 委員	その他の定義ですかね。
遠藤洋路 教育長	睡眠休暇ですか。そうですね。寝てなきゃいけないの。それもきついんですね。起きちゃったら。
澤栄美 委員	欠席の理由は、保護者の判断だと思うんですよ。この子は疲れているから休ませたいなと私もやっぱり思っていたし、自分も時々ずる休みしていたので分かるんです。ただの休養だったんですよ、自分の中で。やっぱりそういうふうに欠席に対する妙なハードルみたいなのを、必要以上のハードルみたいなのを下げるためにも、そういうこともありなんだなと思ってもらうのが一番の目的かなというふうに思いました。
遠藤洋路 教育長	大分、最初と違って意見がまとまってきましたね。最初と違ってと言ったら失礼ですが。 出席停止・忌引等の中にそういうその他みたいな理由で休め

	る日を何日か設けるという案はかなり現実的なことなのかなという。それならもちろんそこで家族旅行に行ってもいいし、睡眠でもいいしということですね。誕生日でもいいですね。バースデー休暇は私はいいかないと。そのぐらいの遊び心があってもいいんじゃないかなと思ったんだけど、そんなに断固反対と言われたらそこまで提案はしませんけど、どうですかね。
村田 稔 委員	もう大分私もいろんなお話やご意見を聞いて、大分自分の中でも頭の中が整理されたんで、やはり特に定義の中で、まず家族で過ごすとか家族の旅行前提で定義化するのはやめてほしいということと、名前がどうであれ、名前はどうでもいいんですけど、バースデーだけはやめてほしいなという、それだけちょっと自分の中で思っているところです。
遠藤洋路 教育長	分かりました。「その他」という最高に地味な名前です。 あとは、西山委員がそれでいいのかというところで少し気にはなりますが。
西山忠男 委員	私は、個人的には有意義な活動に使ってもらいたいと思っているだけの話で、規制するつもりはありません。
遠藤洋路 教育長	分かりました。じゃ、何となくそんなことで、どう思いますかということをして今後、こどもたちや保護者、そして教職員の意見を聞いてみて、改めてここで、じゃどうしますかという話をしてみるという、そんなことでよろしいですか。はい、分かりました。 何と、最初どうなることかと思いましたが、意外とまとまりましたね。議論というのはしてみるものですね。ありがとうございます。
澤 栄美 委員	対話ですね。
遠藤洋路 教育長	対話ですね、はい。 では、この辺で自由討議は終了させていただいてよろしいでしょうか。
〔閉会〕	

令和6年（2024年）9月 教育委員会会議録【9月26日（木）】

遠藤洋路 教育長

本日の会議日程は全て終了いたしました。

以上で令和6年9月定例教育委員会会議を閉会いたします。